

令和 8 年 第130回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 2 日）

令和 8 年 6 月18日（木曜日）

議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月18日 午前 9 時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（12名）

1 番 小 寺 俊 輔	7 番 澤 田 俊 一
2 番 吉 岡 嘉 宏	8 番 小 島 義 次
3 番 松 岡 宣 彦	9 番 関 口 裕
4 番 京 極 歌 織	10番 木 村 秀 幸
5 番 三 谷 克 巳	11番 安 部 重 助
6 番 鵜 野 義 一	12番 栗 原 廣 哉

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 榎 谷 美 幸 主査 鵜 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	中 野 憲 二	上下水道課長	中 野 宏 昭
総務課長	高 内 教 男	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	廣 納 智 彦		丸 尾 計 子
税務課長	中 島 宏 之	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	井 出 博		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高 階 正 三

..... 藤 原 一 宏	病院総務課長兼施設課長
農林政策課長 前 川 穂 積	 平 岡 万寿夫
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事	教育課長兼給食センター所長
..... 岩 田 勲	 児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長	教育課副課長兼社会教育特命参事
..... 石 橋 啓 明	 羽 岡 幹 雄
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事	
..... 松 原 良 人	

午前 9 時 3 0 分開議

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達していますので、第 130 回神河町議会定例会の第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（栗原 廣哉君） 日程第 1、一般質問であります。

町の一般事務について、質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第 9 1 条及び第 9 1 条の 2 の規定により、質問は 1 要旨 1 問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員 1 人につき、質問、答弁合わせて 60 分以内となっております。終了 10 分前と 5 分前にはブザーを鳴らし、60 分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第 12 条の第 1 項においても会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと定めています。

同条第 2 項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めています。

また、同条第 3 項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に議論を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるように努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、10 番、木村秀幸議員を指名します。

10 番、木村議員。

○議員（10 番 木村 秀幸君） 10 番、木村です。改めまして、おはようございます。

議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1 番、くらしの便利帳の進捗状況を問います。

令和4年12月の私の一般質問に対して、町長がくらしの便利帳のリニューアルについては神河町誕生20周年となる令和7年度と考えている。全戸配布は行わず、町ホームページでの閲覧を基本としながら、冊子が必要な方に配付することを考えていますと答えられましたが、進捗状況を教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） それでは、木村議員の御質問にお答えいたします。

くらしの便利帳については、令和4年12月の一般質問を受け、令和5年度中に見直しを行い、令和6年5月1日付でホームページを更新しているところです。

ただし、更新から約2年が経過しており、更新の必要性は認識しております。このため、令和8年度中に更新作業を進め、データ更新費用を令和9年度予算に計上した上で、令和9年度上半期中に更新内容をホームページへ掲載するスケジュールで実施を検討してまいります。

一方で、ホームページには、くらしの便利帳の基となる情報が既に掲載されております。これらの情報を適切に更新し、便利帳から各ページへリンクする方式とすることで、よりリアルタイムな情報提供が可能となることから、この方式についても併せて検討してまいります。

現在、冊子の配布は考えておりませんが、住民の皆様から御相談やお問合せに応じて、必要な情報提供を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。現在、冊子の配布は考えておりませんと言われますが、なぜ行わないのか、それはコストの面なのか、お聞かせください。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

令和4年12月の一般質問の際にも、町としてはペーパーレスという観点から、この冊子の配布について検討は行いますが、基本的にはホームページでの掲載というふうにお答えをさせていただいております。

実際にこの2年間、更新してからですから2年少しの間ですが、冊子としてコピー等をお渡ししたケースもないと聞いておりますので、今回につきましても基本的にはホームページを、またスマートフォン等で検索いただく、このことが一般的かなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。そのホームページとかも大切だと思

うのですが、5月30日にグリーンデルホールで開催された自主防災かみかわの総会に参加させていただきました。その後、能登半島地震で大きな被害を受けた穴水町の町長である吉村町長の講演を拝聴させていただきました。講演の中で、地震発生後の被害及び復旧についての説明がありました。たくさん印象に残っていますが、電気と通信の寸断です。令和6年1月1日午後4時10分頃に発生した能登半島地震では、電気は町内全域で停電し、全てが復旧したのは1月28日、通信についても町内全域で不通となり、全てが復旧したのは2月9日だったということでした。

現在、当町では多くの行政情報はホームページやLINEなどデジタル媒体で発信されています。しかし、災害時には停電や通信障害によってそれらの情報を確認することができなくなる可能性があります。そのような状況の中で、避難所の場所、災害時の連絡先、給水所、防災情報、各種支援制度などをまとめた紙媒体のくらしの便利帳が非常に重要な役割を果たします。神河町では過去に紙版のくらしの便利帳を発行していましたが、現在は主にホームページでの情報提供になっています。

私は、デジタル化を進めることは大変大切だと思いますが、災害時の備えとして紙で持っておける安心も必要だと考えます。また、以前も提案しましたが、制度改正や連絡先変更があった際に差し替えができるようルーズリーフ方式なども含めて検討していただきたいのですが、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

確かに議員言われるように、地震発生時であったりして大規模な災害が起きたとなった場合に電気等がつかないとか、通信もつかない、こういった場合もありますが、逆を言いますと地震の際、大規模地震災害あれば家屋の中にも立ち入れないということがあって、持っていた情報ですね、便利帳なども持ち出すこともできない場合もあると思います。

今ハザードマップ等も公民館等にもお配りをして、避難所の場所であったりとかいうものは周知をさせていただいてるところでありますので、緊急時の対応の部分についてはそういった形で公民館などで周知していくことは可能と考えております。

日常的な便利手帳としての機能については、ホームページ等でというふうな考え方であります。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。そらその災害のときにどっかに置いていたら持ち出すことはないと思います。

しかし、その災害があったときのための水とか食料、お金とか入れとるかばんと一緒に入れておいたら、何かあったとき家を飛び出します。そしてそのときに見ることもできると言うんです。全員が全員家に置いておけじゃないと言うんです。ああ、こういうええ情報が書いてある紙やったら、もうかばんの中に入れてこう、リュックサックの

中入れとこうよと、いざとなったらこれ1個持ち出したら見ることもできます。もし10人、20人いて、1人でもその紙を持っとったらみんなが助かると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 木村議員の御質問に御回答いたします。

確かに配っておれば有効に御利用いただける場合があるというふうにも思っております。この部分は検討してまいりますけれども、基本的に町としては、電気、通信の復旧ですか、特にN T Tさんであったり、そういったところとの連携なども取りながらいかに、一日でも早くそういう通信情報、まずは回復すること、電気も含めてですが、ライフラインの復旧に努めながら、そういったことができる条件をつくることも大事なかなというふうにも思っております。

紙媒体については、希望されればお渡しすることも可能という、これが今までの見解だったと思いますので、それも含めて対応させていただきたいと思います。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。多分能登半島地震でもN T Tさんとか、関西電力さんとか、結構頑張って一日でも早く復旧をしようとしていたと思うんです。それでもやっぱり1か月以上かかったりしてるんです。

やっぱり神河町でもそういう災害が起きても、いったら1週間、2週間、3週間、1か月となってしまうたら、ほんまに情報全く得れない状態になってしまいます。

あともう一つ、そしたらなぜこのくらしの便利帳は以前発行されたのか。今回は、いったら紙媒体じゃなく、ホームページです。でも以前は紙媒体で出してます。なぜ出したのか、お聞かせください。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 木村議員の御質問に回答いたします。

たしかこのくらしの便利帳は、平成28年、当初、初版、9年ですかね。もっと前か。平成30年ですか。作り始めるのは29年頃かなというふうに思いますが、当時についてはスマートフォンとかもまだまだ普及してない時代であったというふうに思っております。まして、当然紙の媒体というふうなことも考えたというふうに思っております。

前回の話の中で、ペーパーレスを進めるということ、このことはSDGsの17のうち12番目や15番目の項目に含めて考えているというふうにお答えもさせていただいたというところでもありますので、もちろん紙でお渡しすること結構やと思うんですが、結局1年たてばもう既に古くなってしまっている、なるというのも事実、内容は古くなる部分も当然出てくるということでもありますので、できるだけリアルタイムなものにする、経費も抑える、そういうところではホームページ等で掲げるというほうがよりリアルタイムではないかなと考えております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。先ほど提案したように、1年でもし変わったとしても、ルーズリーフ方式なら差し替えができると思います。以前、福崎町さんのくらしの便利帳を副町長にお渡ししたと思うんですけど、あのようになればほんまにずっとずっと更新もしやすくできると思うのですが、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。本当に情報提供ありがとうございます。

くらしの便利帳の私の所感ということになってしまいますが、今、総務課長がお話したように、1年たつと、例えば中身が変わるとか、いろんなことがあります。ルーズリーフにしますと、それぞれの方がきちんと管理をしていただくことになるんですが、記載内容ですね、御存じ、見ていただいたかと思うんですが、詳しくは担当課にお問い合わせくださいと書いてある項目がかなりの数あるんですね。お問合せをくださいということであれば、結局は問い合わせないと分からないということにつながっていくということがありますので、今のところ必要な方があればその部分をコピーしてさしあげるということをやりますけれども、全体としてルーズリーフのような形での配布というのは今考えていないということです。

もう1点、災害発生時のことをおっしゃっていただきましたけれども、災害発生時はくらしの便利帳に出てくる、おおむね暮らしの中の行政サービスの事柄が多いんですが、そのことよりかは生活を取り戻すということのほうが最優先事項ということになりますから、当然避難所であったりとか、そういったところのケアは行政として全体的にやっていくことであるということなので、その部分はあまり御心配なさらなくてもできるのかなというふうに思ってます。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。何でもそうですけど、詳しくは役場、いったらこの課へとあります。何だったら1から10知りたかって、1から3まで紙媒体に書いてあって、あとは詳しくは担当課へとありますけど、ほんならその1から3を知ること、ああ、このところに逃げるのかというのも分かるんで、やっぱり紙媒体はとても必要やと思うんです。今、災害が起きてない。長年災害が起きてないから必要ないわという方も多分多いと思いますが、災害があったときにあれがあったら、あれを誰か持っとったらというふうにならないように、災害が起きても大丈夫なようにしていただきたいです。お願いします。

次の質問に入ります。2、キッチンカー導入の検討について。

近年、全国各地で地震や豪雨災害が頻発しており、避難所環境の充実や災害時の食の確保が大きな課題となっております。そのような中、全国ではキッチンカーを防災設備として導入、または災害協定を締結する自治体も増えております。キッチンカーは、災害時には炊き出しや温かい食事の提供、避難所支援に活用できるだけでなく、平常時

にはイベントや観光や高齢者支援、買物支援など多目的な活用が可能です。特に神河町は高齢化や人口減少が進む中、山間地域への支援や地域コミュニティ維持も重要な課題となっております。国の緊急防災・減災事業債や各種補助制度を活用することで、財政負担を抑えながら導入できる可能性もあると考えます。

そこでお伺いたします。神河町として、災害対応や地域活性化を目的としたキッチンカーの導入を検討されたことはあるでしょうか、お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、近年頻発する地震や豪雨災害において、避難生活が長期化した場合に温かい食事を提供することは、被災者の健康維持や心身の負担軽減の観点から非常に重要であると認識をしております。

その上で、キッチンカーにつきましては、災害時に温かい食事を提供できる有効な手段の一つであると十分承知しておりますが、現時点において、本町が独自にキッチンカーを導入する方向での具体的な検討は行っておりません。

その理由といたしましては、災害時の食事提供体制を考えた場合、町有施設や学校など既存の調理施設を活用するほうがより多くの食事を調理することが可能であり、より実効性が高いと考えているためでございます。

また、キッチンカーの特徴である機動性については、既存施設で調理した食事を配送する体制を整えることで一定程度確保できるものと考えております。

さらに、令和7年には、キッチンカーやトレーラーハウス、トイレカーなど災害時に活用される車両を平時からデータベース化し、発災時に被災自治体からの要請に応じて迅速な配車を実現する国の制度が始まりました。また、県においては、一般社団法人日本キッチンカー経営審議会及び株式会社メルカートとの間で災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定が締結されており、県に対して派遣要請を行うことが可能となっております。

なお、トイレカーにつきましては車両そのものを現地へ配備しなければ機能を発揮できない性質がありますが、キッチンカーによる食事の提供は調理機能と配送機能を組み合わせることで代替可能と考えております。

いずれにいたしましても災害時に住民の皆様に確実かつ迅速に温かい食事を提供するという目的を第一に、既存施設の活用、民間事業者との協定締結、広域連携など、多様な手法を組み合わせながら食事提供体制の確保に向けた取組を進めてまいります。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。町有施設や学校などの既存の調理施設を活用するとありますが、神河町ではどこどこそれが活用できるのか、お聞かせくだ

さい。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

具体的にこの場所と今決定しているわけではございませんが、考えられる施設でいいますと、学校の給食センター、それから中央公民館の調理室、大河内保健福祉センターにも調理室がございますし、各学校にもそれぞれ調理室が備えられておりますので、そういったものを組み合わせながら町有施設を活用できないかということで考えております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。考えてみれば、猪篠区とか、あと長谷区、あと川上とかはそういう施設はあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） そういう施設があるのかという御質問でございます。これにつきましては、どこで地震が発生して、どこの建物が被害が出るかということはそのときそのときの判断になるかと思えますけども、先ほど木村議員もおっしゃったように、穴水町の吉村町長の御講演でもございました。非常にセントラルキッチン方式と呼ばれるある一定の1か所で調理をしたものを配送する仕組み、そこには管理栄養士さんの栄養状態の監修等もあったと思うんですけども、そういったことが非常に有効であったというような御報告もいただいておりますので、何とかそういった方向も考えていけないかということで現在思っております。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。関連になりますけど、高齢者支援で谷が多い神河町において買物弱者支援として移動販売機能を持たせる考えはありますか。導入された場合。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 高齢者支援に関しましては、少し私が御回答するのがいいのかどうかはちょっと迷うところがございますけども、そういったこともキッチンカーであれば議員おっしゃるように観光振興であるとか、そういったものに使える、あるいは移動販売なんかも使えるという御提案ということであろうかと思えますけども、一方で、導入車両の購入経費だけでなく、車検とか、保険代、設備の維持管理のランニングコストが継続的に発生するほか、平常時の活用方法ですね、先ほどおっしゃったようなことには活用できるかと思うんですけども、じゃ、一体それを誰がどうやってどのようにやるのかということについての検討が十分必要かなというふうには考えております。

以上、木村議員の御回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。神河町は、4つの谷、高齢化、災害時の孤立対策、観光振興などキッチンカーとの相性が非常によい町だと思います。防災だけではなく、平時でも使える防災投資として提案しておりますので、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで答弁させていただきます。

このたびの御質問をいただいて、我々もなるほどというふうに受け止めさせていただきました。いろんな支援の仕方があるなというふうに改めて思った次第でございます。

キッチンカーの導入についての考え方は、先ほど特命参事の答弁にもあったとおりでございまして、神河町独自でキッチンカーを導入し、そして対応していくという考えは現在のところございません。

しかしながら、答弁の中でも申し上げましたように、兵庫県においてキッチンカー経営審議会、そしてまた株式会社メルカートとの間で災害時における炊き出し等の協定が締結されているということでもありますので、発災した場合、神河町から県に対して要請をすることによって、この協定結ばれている協会のほうからキッチンカーの支援を受けられるということになっておりますので、当面はそういう形を取らせていただいているのかなというふうに思っております。

あわせて、災害発生時、まずは大量のというか、相当量のやっぱり炊き出し等やっていかなければいけませんので、そのように考えれば給食センターであったり、小学校の調理室、あるいはそういった集会所の調理室等を活用しながら、まずはそういった形で支援をする。そして一定落ち着いてきたときにそういうキッチンカーも来ていただくことで、被災地域の方々も気分的に、精神的な少し、どういうんですか、穏やかな気持ちになれるのではないかなというふうに思っておりますので、このたびの質問はしっかりと受け止めさせていただいて、今後そういった県への要請をして、そういう対応をまずはしていければというふうに考えております。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。前向きな検討をよろしく願います。

次の質問に入ります。消防団の年額報酬を3万6,500円にする予定はあるか。

近年、全国各地で豪雨災害や地震、山林火災などが頻発しており、地域防災力の強化がますます重要になっております。その中で、地域防災の最前線を担っているのが消防団の皆様であります。しかしながら、人口減少や少子高齢化、働き方の変化などにより全国的に消防団員の確保は大きな課題となっております。神河町においても団員確保や若い世代の入団促進は今後さらに重要になると考えます。そのような中、国は消防団員

の処遇改善を進めており、令和３年４月には消防庁から消防団員の年額報酬については標準額３万６,５００円との考えが示されました。神河町においては、私の１期目の際、消防団員の年額報酬を１万円から３万円へ引き上げていただき、一定の処遇改善が図られたことについては評価しております。しかしながら、現在の報酬額は、国の標準額である３万６,５００円に達しておりません。消防団員は仕事を持ちながら昼夜を問わず活動し、火災対応だけではなく警戒活動、水防活動、行方不明者捜索、災害対応など地域住民の安心・安全を支える重要な役割を担っております。報酬だけで消防団活動を行うものではないことは十分承知しておりますが、処遇改善を進めることは団員確保や士気向上、さらには地域防災力の維持にもつながると考えます。

そこでお伺いいたします。国が示している標準額３万６,５００円について、どのように受け止めているのか、お聞かせください。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御発言のとおり、消防団員の皆様は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず地域に密着し、住民の皆様の安心・安全を守る重要な役割を担っておられます。団員各位がそれぞれの生業を持ちながら、強い使命感の下、昼夜を問わず活動いただいておりますことに、改めて深く感謝を申し上げます。

さて、国が令和３年４月に示した年額報酬３万６,５００円という標準額につきましては、消防団員の確保や士気向上を図る上で重要な指標であると認識をしております。

本町におきましては、令和５年２月に消防審議会へ諮問し、年額報酬を１万円から３万円に引き上げるなど、一定の処遇改善を図ってまいりました。

しかしながら、依然として国の標準額には達しておらず、当時の消防審議会からも近隣市町の動向を見ながら３万６,５００円への引上げについて引き続き検討することとの附帯事項をいただいております。

現在、福崎町においては令和８年度から国の標準額への引上げが実施されており、市川町においても近隣の動向を見ながら検討すると伺っております。

このような状況や消防審議会からの附帯事項も踏まえ、本町といたしましては、消防団員の処遇改善に向けた報酬額の見直しについて、改めて消防審議会へ諮問する予定でございます。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。近隣の動向を見ながら検討すると言われておりますが、兵庫県で団員報酬を標準額の３万６,５００円以上にしている市町はどこどこありますか、お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

少し、令和7年の4月1日現在ということで、古い情報になってございますけども、標準額を下回ってる市町ということでお答えをさせていただきますと、5市8町でございました。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。私がホームページ等で調べさせてもらうと、朝来市、多可町、福崎町、姫路市、近隣の市町が結構3万6,500円になっております。なってないのは神河町と市川町、近隣でしたら。この近隣の動向見ながらと言われるのは、検討する、もうこの検討せなあかんようになってきとんじゃないんですか。その3万6,500円に上げなあかん状態になってきていると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど近隣の動向も3万6,500円になってるところがたくさんあるという御指摘でございます。実際に先ほど申し上げたように下回ってる市町も5市8町ということでございますから、これにつきましては先ほども申し上げましたとおり、令和5年の消防審議会での附帯事項も踏まえて、なおかつ市川町でも引上げを検討されている、それから福崎町は既にされてるということでございますので、これについて消防審議会のほうに諮問していきたいというふうに考えております。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。処遇改善を進めることは、団員確保や士気向上、さらには地域防災力の維持にもつながると思いますので、前向きな御検討をお願いします。

次の質問に入ります。4、中学校の卒業式の時期について。

令和7年6月の一般質問でも中学校の卒業式の時期について質問をさせていただきました。そのときに、検討させていただきますと返答をしていただきました。しかし、今年度の行事予定を見ても神河中学校は公立高校一般入試より前に卒業式が行われる予定になっておりました。近隣では、姫路市のように公立高校受験終了後に卒業式を実施している自治体もあります。私はこの違いについて、多くの保護者や生徒、または教育現場の声を聞く中で、大きな課題があると感じています。

卒業式は、本来であれば仲間と共に義務教育を終えた喜び、先生や友人への感謝、未来への希望を全員で分かち合う大切な節目です。しかし、公立高校受験前に卒業式を行

うことで、生徒たちは受験への不安を抱えたまま式に臨むことになります。本来なら友達同士で心から喜び合い、写真を撮り合い、卒業を祝いたい時期であっても、まだ受験が終わっていない、気持ちが落ち着かない、遊びや祝い事を控えるといった空気になりやすく、卒業を全力で喜べない状態があります。また、卒業祝いについても、受験を控えている生徒の配慮から全員で集まりにくいという声もあります。さらに、教育現場の先生方からも周辺自治体と同じ日に合わせたほうがトラブル防止につながる、受験後に卒業式を行うほうが生徒指導の面でも安定するという意見があると聞いております。特に近年は、SNS等によるトラブルも増えており、卒業式の過ごし方についても周辺地域とのずれが課題となるケースがあります。

中学校の卒業式は、人生で一度しかない大切な行事です。受験への不安を抱えたままではなく、進路が一区切りついた状態で仲間や先生、保護者と共に心から卒業を祝える環境づくりが必要ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。神河中学校が現在も公立高校受験前に卒業式を行っている理由について、教育委員会はどのように認識されているのか、お聞かせください。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

神河中学校は公立高校受験前に卒業式を実施されていることにつきましては、中学校卒業という一つの区切りをつけた上で高校入試に向かわせようという意向の下、神崎郡の中学校校長会で検討された結果、現在のように神崎郡の中学校は統一して高校入試前になっていると理解しております。

この点につきましては、改めて神河中学校にも確認をしましたところ、神崎郡の中学校校長会として、一つには生徒指導上の課題として捉えられていました。入試が終わった後に卒業式を行うと、合否発表はされていませんが、入試が終わったことにより一定の緊張感から解放された状態であるため、はしゃぎ過ぎる、自制力を失うなど、卒業式の日には生徒指導上の問題行動が起こりやすくなることが懸念されています。また、受験で思うような解答ができなかった生徒については、合否発表に不安を抱えた状態での卒業式の出席となり、場合によっては卒業式に出席できない状態の生徒も出る可能性があることも危惧されていると聞いております。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。統一してほしいとか、今までどおりがいいという声は、どれぐらいの割合であるのか、お聞かせください。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。私どもにつきましては、郡内の教育委員会、郡の中学校校長会のほうには確認しておりますが、郡

内では統一したいという御意見が今のところ全ての校長先生、教育委員会からいただいております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。郡内統一は、とてもいいと思います。僕は、郡内で働いておられる中学校の先生が、木村さんに言うても変わらへんかもしれないですけど、福崎の先生やったんですけど、統一してほしいと、姫路市と。それでなからな姫路市の卒業式のときに私らが姫路のほう見回りとか行かなあかん、福崎の卒業式のときは姫路の先生らが見回り来なあかんとか、やっぱり統一しとったらそういうトラブル、いったら姫路の子らが福崎に来たり、福崎の子らが姫路に行ったりというのがなくなる。そういう先生の負担も減るし、そういうトラブルも減るのですがと言われました。その郡内で統一は、もうめっちゃめっちゃいい話やと思います。やっぱり姫路市と統一もしくは姫路市に郡に合わせてもらうとか、そういう方向にせなあかんと思うのですが、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

学校全体や生徒に影響のある行事につきましては、神崎郡内でそろえたいという中学校長会の意向があり、これは郡内で似たような課題を抱えているため日程を合わせたいという現場からの思いであり、そのことはできるだけ尊重していきたいというふうに考えております。

一方、姫路市と合わせてはどうかというところでございますが、今現在は公立高校入試の前に行ってるんですけれども、後に行く際についても県内でいいですと日程がばらばらでございます。これを姫路に合わせるのがいいのかというところについても今後検討が必要でありますので、現時点で姫路に合わせるということよりは、まずは郡内で合わせていくことを基本として、その上で今、議員がおっしゃったような姫路と合わせるの、もしくはそのほかの日の設定のほうが生徒、保護者、学校のためにいいのかということは検討されていくというふうに考えております。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。ありがとうございます。

2番目の質問に入ります。近隣自治体、特に姫路市のような受験後の卒業式実施状況について、どのように把握されているのか、お聞かせください。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、播磨西教育事務所管内の状況についてお答えさせていただきます。

令和7年6月議会でもお答えしたとおり、令和6年度までは播磨西教育事務所管内で

は、全ての公立中学校が公立高校入試前に卒業式を実施されていました。

令和7年度におきましては、高校受験前の卒業式を実施されていた自治体は8自治体であった一方、高校入試後に卒業式を実施した自治体及び一部事務組合は3つの自治体と一つの一部事務組合でありました。

姫路市では、教育課程上の授業時数がしっかりと確保できることや感染症の拡大防止になることなどから、令和7年度から卒業式を高校入試後に変更されておりますが、このことは姫路市中学校校長会の間で3年間ほどかけて協議された結果、変更されたというふうに聞いております。

昨年度、変更された姫路市の一部の中学校からは、公立高校入試後で卒業式までの登校日に生徒が登校してこない事例や、入試が終わったということで髪の毛を茶色にして登校する生徒もいることなど課題のあることから以前のように公立高校入試前に戻せないのだろうかという意見もあるということも聞いております。

議員御指摘の周辺自治体と同じ日程に合わせたほうがトラブル防止につながるの点につきましては、神河中学校においては、まずは神崎郡内で統一的な対応を基本として考えることは適切であると認識しております。

郡内で卒業式の日程が違う日となれば、例えば神河中学校の卒業式に郡内他町の生徒が来てトラブルを起こす懸念などもあることから、郡内の中学校については統一する必要があるというふうに考えております。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。登校しない、あと髪の毛の色を茶髪にするとか、茶髪にするのやったら、これ校則違反とかなると思うんです。だからやっぱり中学生、卒業を迎える3年生やったら、こういうことしたら卒業式出されへんてというとかの説明が必要じゃないんでしょうかね。

あと、いったらこういう子とかが増える、茶髪とかする子が増える、今までどおりの試験前に卒業式という声があります。1人が言うてもその声になると思います。10人が言うても、100人が言うても。たくさんの方が言うているんですかね。姫路市さんも、いや、こんだけの声があるんやったら以前のように戻そうかという考えとかをされているのか、お聞かせください。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。先ほども答弁で述べさせてもらいましたが、多くの声ということではなく、そういう声もあるということで御理解いただきたいというふうに思います。

あわせて、姫路市さんが今、卒業式の日程について変更を検討されるかということにつきましては、今のところ承知しておりませんので、お答えを差し控えさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。次の質問に移ります。3番、今後、生徒や保護者、現場教職員の声を踏まえ、公立高校受験後の日程へ見直す考えはあるのか、お尋ねします。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和7年6月議会の一般質問でお答えしました内容を再度申し上げますと、姫路市の今年度、令和7年度のことですけども、の状況であったり、県下の状況を今後見せていただきながら、総合的に判断し、協議していくこととなりますので、今年度すぐというよりは、姫路市も実施に向けて3年間協議されておりますので、それ相応の年数を協議する必要があるのかなというふうに考えておりますとお答えしておりますが、神崎郡中学校長会におきましても先ほどの課題などを検討し調整を図り、全体的な行事計画なども併せて協議される期間は必要であり、変更される場合であっても少なくとも前年度までには決定し、実施は翌年度以降になるというふうに考えております。

引き続き、神崎郡中学校長会にもこのような議員がおっしゃったような意見もあるということを伝えながら、郡中学校校長会での協議や方向性を尊重するような形で、今後、市川町教育委員会、福崎町教育委員会とも一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。先ほども僕は言うたとおりで、福崎の先生は、やっぱり近隣の姫路市の日と合わせたい。これ校長会とかが郡内統一がいいと言われる、それは分かります。やけど、中播統一という声、選択肢があれば、多分先生らは中播統一という声が一番多いと思うんです。その選択肢を増やしてみるのも、その先生の声を聞くために、郡内統一、郡内だけが統一がいいのか、中播統一がいいのか、そういうのを聞いていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。郡内だけで統一するのか、もしくは中播まで広げて統一するのか、どちらがいいのかという御意見、御質問であったというふうに思っております。おっしゃるとおりだと思います。まずは郡内を最小単位として考える。その上で、中播、いわゆる姫路市さんと合わすことへの検討ということに入られると思います。これは御意見を聞くというよりは、恐らくそういう手順を踏まれて、変更される場合ですね、変更される場合につきましてはそういうことも検討されるというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。卒業式は、主役となる子供たちファーストでよろしく願います。だからこそ卒業式の日程についても大人の都合ではなく、まずは子供たちにとって何が最善なのかという視点で考えていただきたいと思います。ぜひ生徒、保護者、教員の皆さんの声を丁寧に聞きながら、公立高校一般入試終了後の卒業式実施について前向きに検討いただきたいと思います。

これで私の一般質問を……。

○議長（栗原 廣哉君） 中野教育長。

○教育長（中野 憲二君） 失礼いたします。特別活動、学校行事につきましては、卒業式も含まれておりまして、特別活動も含めて教育課程ということになっております。その教育活動ということにつきましては、校務をつかさどるということで校長にその編成権があると。学校で主体的に決めていくということがまず前提にあるというのが法律、それから学習指導要領に定められてるところでございます。

そのうちのとりわけ儀式的な卒業式ということにつきましては、学習指導要領でも厳粛で清新な気分を味わいという部分、これを生徒たちに身につけさせるということが求められておりまして、校長先生は、そのようなことを保つためには、やはり先ほど課長のほうからも説明がありましたように、生徒指導上の状況ということ、生徒の状況ということをも十分考えられて卒業式というものを考え、日程につきましても考えられてるということでございますので、統一するということの前提で考えられているのではなくて、教育課程の中の特別活動の卒業式の意義というものを、校長先生だけでなく、教育課程については職員で十分考えられて作り上げられてるというものでございますので、もちろん保護者の御意見、それから職員のそのような状況ということをやはり総合的に考えていくことは必要かなというふうに考えてます。

繰り返しになりますけれども、教育課程ということにつきましては学校のほうで主体的にということでございますが、先ほどから言われております福崎町が姫路と合わせたほうがよいという福崎町の一部の先生方の声に神河中学校が合わせるべきなのかというところにつきましては、様々な課題を整理しながら議論をしていく必要があるのではないかなというふうに考えます。現在のところ、福崎町教育委員会、市川町教育委員会、中学校長会にもそのような質問が以前からも出ている、周辺の状況ということもあるということは情報提供しながら、今後、一緒に考えていきたいと思います。

ただ、変えていこうという具体的な声が上がっているとは認識をしておりません。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。僕は、その中学校の先生にもそういう声を聞きました。いったら神河町に住んでおられる保護者、生徒からの声もあって、

あっ、郡内、いったら福崎でもそういう声がある、神河町でもそういう声があるということでは先ほどお伝えしました。

行政と議会が共に知恵を出し合い、町民ファーストでよりよいまちづくりを期待して、私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗原 廣哉君） 以上で木村秀幸議員の一般質問は終わりました。

○議長（栗原 廣哉君） ここで暫時休憩をします。再開を１０時５５分とします。

午前１０時２３分休憩

午前１０時５５分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

次に、７番、澤田俊一議員を指名します。

澤田議員。

○議員（７番 澤田 俊一君） ７番、澤田です。議長から許可をいただきましたので、一般質問したいと思います。２年間この場に立つ立場にありませんでしたので、久しぶりで少し緊張しておりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、私のほうからは、令和８年度町政に対して山名町長が所信で述べられた２点、人口減少がしても持続可能なまちづくり、また縮充のまちづくりについて質問をさせていただきますと思います。

まず、１点目です。令和７年度の所信では、未来に向け、住民の皆様一人一人が主役となり、共に神河町をつくり上げていく協働のまちづくりの実現を目指し、努力してまいりますと表明され、さらに今年、令和８年度の所信では、人口が減少しても持続可能な神河町の土台をどのようにつくるか、地域・住民の皆様と共に知恵を出し合い、変わらない風景を未来の世代に残しつなげていくために、全身全霊力いっぱい取り組んでまいりたいと表明されました。その実現のために、具体的に、この表明自体については既に予算も含めて可決されておりますので、これについて私が批判するものではございません。この進め方についてどのようにされるかということを具体的に教えてほしいなと思います。

その観点として、このような協働のまちづくりを進める、人口が減少しても持続可能な神河町の土台をつくっていく、そのためには住民・地域の皆さんとも知恵を出し合うことが必要とおっしゃってる中で、そういうことを進めるために町職員の意識をどのように変えていかれるのか。

そして持続可能なまちの実現には私は協働のまちづくりが欠かせないと考えております。これについては令和４年の６月の定例会の一般質問でもさせていただきました。今後、具体的にどのように役場と地域住民の関係、役割を見直されるのか。

そして、その際に既存の地域自治協議会、また生活支援協議体、そして自主防災組織、

またそれ以外にもたくさん住民の方々が組織しておられるものがあります。そういった地域住民の活動にどういうことを期待されるのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

人口が減少しても持続可能な神河町の土台をどのように築いていくのか、また地域・住民の皆様と共に知恵を出し合うとは具体的にどのように進めていくのかとの御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響や少子高齢化の進行、定年延長なども相まって、地域活動の担い手が不足をし、地域コミュニティは大きく弱体化しています。

改めて申し上げますと、神河町の土台は町に暮らす住民の皆様であり、住民の皆様の町政への参画が今改めて求められていると考えております。

協働のまちづくりを推進するためには、行政と住民がそれぞれの役割と責任を共有し、地域課題の解決に向けて共に考え、行動する関係を築くことが重要です。

そのため町としては、私自身を先頭に職員が地域に積極的に足を運び、住民の皆様との対話を重ねながら、地域の課題や将来像を共有する伴走型行政の実践に取り組んでまいります。

具体的には、町長懇談会や区長会をはじめ、各種団体や事業者の皆様との対話の場を充実させるとともに、行政情報の積極的な公開と共有を進め、住民の皆様がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めてまいります。

一方で、地域課題が多様化する中、行政だけでは解決できない課題もあります。そうした課題に対応する組織として、地域自治協議会や生活支援協議体、自主防災組織、さらには農地の維持・保全に取り組む多面的機能支払制度におけるみどり会などがあります。いずれも自治会を基本としながら、広域的な枠組みでも活動が行われています。

地域自治協議会は、地域住民の意思に基づき、地域ごとの特性や自然環境、歴史、文化などの地域資源を活用しながら、地域課題の解決や地域の活性化に取り組むことを目的としており、現在も地域の皆様によって様々な活動が展開されています。

例えば、越知谷ブロックでは、老若男女パラダイス事業として、ひきこもりや閉じ籠もりの防止、生きがいをづくりを目的にミニデイ活動へ美容師を派遣する取組を実施されています。

また、大山ブロックでは、大山城跡春のてくてく登山大会を開催されているほか、小田原ブロックでは、各集落の名所旧跡を巡るウォーキング事業を上岩区で実施し、地域の歴史や文化を学ぶ機会を創出されています。

そのほかにも、有償助け合い活動や命のカプセル事業、ブロック内でのレクリエーション活動など、地域の現状や課題の解決に向けた工夫ある取組が進められています。

地域ごとに抱える課題や置かれている状況が異なるため、地域自治協議会の活動内容

も様々ではありますが、その取組にはアイデア、ユーモア、楽しさが取り入れられており、子供から高齢者まで幅広い世代が参加されています。その結果、コミュニティの活性化や次世代の担い手育成、さらには円滑な世代交代にもつながっているものと考えております。

また、生活支援協議体においては、高齢者をはじめとする要配慮者を地域で見守る活動が行われています。さらに、自主防災組織においては、自分たちの地域は自分たちで守るという理念の下活動が進められており、みどり会においても田園風景を守る取組が地域住民の参画と協働により着実に進められています。

こうした活動を持続可能なものとするためには、行政による支援が不可欠です。地域課題の解決や地域活性化に向けた情報提供、人材育成、活動支援制度の充実、さらには活動に伴う事務負担の軽減に取り組み、地域と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働のまちづくりを推進してまいります。

また、その支援を進めるに当たっては、職員一人一人が住民の声を真摯に受け止め、神河町の将来と住民の視点を第一に考えることができるよう、職員の意識を変えていくとともに、人材育成を進めていくことが重要であると考えております。

そのため、必要な研修機会を適切な時期に確保・提供しながら、職員の能力向上と人材育成、モチベーションの向上を図るとともに、組織力の強化に努めてまいります。

また、本年度も職員の自発的な参加による神河町みらい創造プロジェクトを実施しております。プロジェクトでの学びや意見交換を通じて、自らの業務や職場の仕事を神河町の将来や住民目線で捉え直し、政策や施策へとつなげていく力を養うことが必要であると考えております。

以上、澤田議員の質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。回答いただきました。

その中で、冒頭に、神河町の土台は町に暮らす住民の皆様であり、住民の皆様の町政への参画が今改めて求められていると考えているという回答でございます。そのためには、協働のまちづくりを推進するためには、行政と住民がそれぞれ役割と責任を共有することが大事なんだということがあります。私は、ちょっと感じるのは、例えば今回のブロック別の町長懇談会も全て、7会場傍聴させていただきました。区の三役さんが中心やったと思うんですけども、そういう中で役割と責任、いわゆる行政と住民の役割、責任、そういうのが本当に共有されているのかなという少し疑問に感じるやり取りもあったように思います。そういう意味では、どういうんですか、何でもかんでも役場に依存するのではなしに、やっぱり役場でないといけない仕事、地域でもできる仕事、地域でじゃなしに、地域でもできる仕事、やっぱりそういう部分の一度役場の仕事の部分の見直しが必要じゃないかなというふうに私は感じてるんです。

そういう意味で1点目のこの質問したんですけども、4年前、私は、私が兵庫県下の

中でもまちづくりについて参考してるまちがあります。朝来市、そして後ほどの縮充で出てきますけども、佐用町、そしてお隣の多可町といったまちづくりを私いろいろと参考にする中で、やっぱり朝来市が今、物すごい大事にされてるのは住民との対話なんです。対話を物すごく大事にしてるんですけども、それを大事にしようという、職員の方も本当にその対話を、市長以下職員の方みんな対話を大事にされてます。それが何でかということ、実は朝来市の自治基本条例があったりとか、いわゆる朝来市の地域協働の指針ですね、これ4年前にも言いました。やっぱりそういう指針をしっかりつくって、行政がやらなければならないこと、地域でもできること、民間に任せられること、そういったやっぱり一度仕事のすみ分けというか、棚卸しが必要な時期が来てるんじゃないかなと思うんですけども、改めて、行政のほうもよく朝来市をお手本にということ言われますけども、4年前に朝来市の地域の自治基本条例とか、参画と協働の指針、こういうものがあるので、ぜひとも勉強してくださいということをお願いしたんですけども、その後、行政もお手本にされてる朝来市のそういう取組をどの程度勉強されてるのか、それを教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。今、情報提供ということで、私も直接いただきまして、情報ありがとうございます。

本当にお手本にさせていただいて取り組んでいるというところです。若干背景が違ふところもあるんで、丸々というわけにはいきなりですけども、今おっしゃいました協働のまちづくりというのも必要不可欠であるというところも共通であります。その根底になりますのが、人口減少、高齢化というところが背景として似てるといふことであります。

我が町の中で仕事の在り方の棚卸しという表現をしていただきましたけど、本当にそれは同感でありまして、これまで行政がやっていたのでやるということではないし、地区がやってたので地区がやるということでもないということ、どちらも協力しながら、どちらがやっていくほうがより効果的で効率であるかということを考えていくということが必要であろうというふうに、全く同感であります。

難しいのは、なかなか住民の皆さんにそういったことが伝え切れていないという、役割分担が伝え切れていないというところは本当に反省すべき点かなというふうに思います。ともすれば役場がというのが優先的になってしまうという場面が出てきます。

そういったところで今後どうやってやっていくかということですが、できるだけ住民皆さんの声を聞くという姿勢は、どの課においても、町長懇談会だけではなくて、どの場面においても声を聞くという真摯な取組というの全職員に浸透させていきたいと思ひますし、そこから上がってきました課題については私含め上へ上へ上げていって、戦略を練っていくというふうな形にしていきたいと思ひます。最も分かりやすいのは、それを予算に反映していくという形のところが一番皆さんにも分かっていたか

なと思ってます。

それと住民代表である皆さん、議員さんの皆さんとも会話をしっかりとさせていただくことによって住民の声を聞いていくということにつなげていきたいと思ってます。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。今、副町長が最後に言われた、我々も住民代表です。そういう意味では12名が町民の方々といろんな対話、会話をしながら行政の在り方、地域の在り方についていろいろと意見を申し上げていく、それが私たちの仕事だと思ってますけども、やっぱりここにおられる職員の方々、管理職の方、そして町職員の方、たくさんの職員の方々がおられるんですね。そういう方々がやっぱり地域に、町長も何年か前に何回か言われました、地域に飛び出す公務員応援するんやということを言われました。

ちょっとここでお尋ねしたいんですけども、今管理職おられる中で今各ブロックで地域自治協議会が組織されております。そこへ参画していますよという管理職の方々おられたら、ちょっと手を挙げてください。おられませんか。

そうしたら、そういう状況の中ですけども、例えば集落の役員ですとか、集落でいろんな団体があります。そういうところで一住民として活動してますよという職員の方おられたら、ちょっと手を挙げてください。多くの方々おられますね。ありがとうございます。

やっぱりそういうところへ職員の方々も出て行って、そこでまず町職員という立場の中で住民の方々のいろんな意見、要望も聞いていく、そして組織の在り方を考えていく、そういうことがやっぱり求められるし、先ほど言いました朝来市は、その職員が地域の住民という立場じゃなしに、行政のあらゆる施策の中で市民の方々との対話を物すごく重視されています。朝来市長の今回2期目、無投票で当選された朝来市長の一番の、朝来市の進めるので一番大事にしてることは、市民との対話やということ言われてます。そのことが職員の方々に本当に浸透して行って、いろんな施策の中でいろんな市民の意見を聞いておられます。要望というよりも意見ですよ。ブロック別の町長懇談会聞いてても、要望に対する回答があって、そのやり取りという、そういうことじゃなしに、町長もある会場でもっといろんな意見聞きたいんやということおっしゃったと思うんですけども、そういう私はやっぱり対話が必要やと思うんですね、今後は。要望じゃなしに、対話も必要やし、そういう意味でやっぱり対話を大事にしてほしいなと思うんです。

なぜ朝来市がそういう市民の方々との対話を尊重されて進めておられるかということ、何回も言いますが、朝来市の自治基本条例というのがあります。前文には、私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、共に助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するために、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定しますという前文がありま

して、その目的は、この条例は、市民自らが考えて行動し、共に助け合いながらまちをつくるという理念の下、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責任等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とするということで、市の最高規範として自治基本条例を定めております。

私たち議会には議会基本条例があります。これ議会の最高規範です。いろんな条例とか上位法もありますけども、私たちの守るべきことということで議会基本条例を定めます。

ぜひこの自治基本条例を勉強してほしいんです。そこにどんなことが決めているかというと、まちづくりの基本原則が定めてありまして、それは基本原則を少し紹介しますと、参画と協働の原則、そして情報共有の原則、自立と共助の原則。まさにこの1番目の参画と協働の原則、情報の共有の原則というのは、先ほど町長から回答があったそのことが基本条例の中に定めてあるんです。そしてまちづくりの主体は誰かということが2章では定義されまして、1節には市民のことがあります。市民のことが定められてる。そして2節では市議会の役割。そして3節に行政機関の役割があって、その中には職員の責務も定めてあります。そして第3章では参画と協働という取組があって、その中に朝来市としては、いわゆる地域協働の指針をもってそれを進めていくんだということをしっかりと例規の中に最高規範として定めておられる。

こういうことをしっかりとやっぱり神河町としても決めて、住民と行政の役割をしっかりと明確にしていく。お互いに押せ押せの明確化じゃなしに、この基本条例も協働の指針も本当に市民の方々の積み上げでできてるものです。そういうことをいま一度神河町でも取り組まれないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。本当に細かく情報をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど私の回答の中で、背景が少し違うというふうに話をさせていただきました。私の認識でいいますと、朝来市というのは我が町に比べましてかなり広いエリアで、旧町が多くあるというところで、旧町単位の取組の差がやっぱりあったというふうに思います。その中で統一したものが必要ということで、この最高規範なるものがつくられていったのかなという思いと、あとやはりそこは自治協で同じ思いなんですけど、細かい部分まで行政が全て目が届くかというと、朝来市さんも届かないということなので、協働ということと併せて自治協でそれぞれに必要なことを考えてくださいみたいなボールを投げられたというふうに思います。

これも前にどっかでお話ししたかもしれませんが、朝来市の先行してる自治協もそれぞれの地域に合った形の活動に変わるのにやっぱり10年くらいの年月がかかったというふうに伺っております。当町におきましては今年3年くらいたってきまして、少しずつカラーが出てきたかなというふうに思ってます。そういったことで住民の皆さんと一緒に

に考えて、まちづくりを共につくっていくんだということでないとうこういった自治体は進まないというの全くの同感であります。細かい部分はまだしっかり腹に落ちてないところはありますが、しっかりと勉強させていただいて、よりいいまちづくりをまた皆さんとも、それから住民の皆さんとも共有しながら勉強を進めていきたいと思ってます。

最後に、1点ですね、ちょっとこれ余分なことかもしれませんが、町長懇談会で実は執行部の思いとしては、今御質問いただきました澤田議員の思いと全く一緒でして、まちづくりに対しての意見交換を实はしたいと思ってるんですが、今年も特に区長会でお願いをしたんですが、建設課に対する要望等については建設課に出していただければいいので、できればまちづくりとか、ブロック単位の課題みたいなお話を中心をお願いしますという話をしてるんですが、各区長様方は、やはり自分とこの区のことを気になるということで、区長要望の形で出てきます。その部分は否定しませんので、あんな形になりましたが、本当にそういったことをアプローチしながら、できるだけ会話ができる町長懇談会みたいなものにしていきたいというふうに思ってます。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。私が言うてること自体、副町長自体はいろいろと御理解いただいてるというふうに思います。

その中で、今、町長懇談会の話が出ましたけども、私自身が思うんは、本当に三役さんとのやり取りというよりは広く開かれた意見交換会の場というか、意見交換というよりも対話の場が必要やと思うんです、私は。話合いの場というのは、協議とか、議論とか、対話、いろんな段階があると思うんです。協議の場というのは、例えばいろんな協議会とか、そういうようなところですね。最後は、合議が必要なんですね。合議を行うための協議です。議論というのは、最後は、賛否を伴うものです。対話というのは、何を求めているかというのは共感なんですね。分かるところもあるけども、分からんところもある。そやけど、分かるところあるよねと、共感なんですよ。

そういう意味で町長懇談会のやり取りを聞いてまして、例えば意見交換の場で住民からいろんなアイデアも出されてました。その場でそこで公の意見というか、言葉悪いですけど、言い訳を言ってしまうと、そこでもう止まっちゃうんですよ。ああ、この場では私が何言うても言い訳ばかりやなと。言葉悪いですよ、言い訳。行政の持論を展開されて、私が言うことを言っても受け入れてもらえないなという、これは対話の場じゃないんですわ。そうやない、やっぱり今後、開かれた対話の場を持ってほしいなと思うんです。途中で町長がある会場で、例えば大山ブロックとか小田原ブロックなんかでは結構私は対話になってたと思うんです。町長自身ももっといろんな意見聞きたいんですわということをおっしゃったと思うんですね。やっぱり区長さん方との要望を解決する場と今後のまちづくりを考える場というのは少し変えられたほうが町長にとってもいい場になるんじゃないかなと思うんですけども、その辺り町長、いかがですか。

○議長（栗原 廣哉君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） いや、もう澤田議員おっしゃるとおりで、本当にできるだけ事前にこの御意見をいただいている部分は短時間で済ませて、とにかく意見交換をやりたいと、いわゆる対話というやつですね、やりたいというのが本音でありますし、本来の目的でもあるわけですので、何とかそういう形に持っていけるようにぜひ、毎年開催していることですので、そういう内容になるように進めていきたいというふうに考えるところでございます。

それともう一つは、冒頭に2回目の質問のところでも御意見いただいたところで言われつつたかもしれへんのですが、事業の見直しをやるべきだということで、もう本当にそのとおりやというふうに思っております。この後の質問の中で縮充というテーマでありますけども、やっぱりそれを進める上においても事業の見直し、もう一度リセットして、必要か、必要でないかというところ、また内容を変えていくかいうところも含めて、そこがしっかりとやっていかないことには、人口減少するわけですし、そうになっていくと会計の規模も小さくしていかなければいけないことになります。その上で「突き抜けよう！かみかわ」をテーマにさせていただいておるということであります。おっしゃられるとおり、その部分についてもしっかりとやる決意でございます。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。今、町長、最後に、「突き抜けよう！かみかわ」ということで、今やっておくべき事業を勇気を持って実行していくんだということでは、その考えをぜひとも職員とか住民の方々に伝わるように努力をお願いしたいと思うんです。そういう意味では、最初の回答にもありました、やっぱり役場と地域の役割の再確認という意味で、先ほど副町長からは朝来市の自治基本条例とか協働の指針について勉強したいということですので、ぜひとも勉強していただいて、私は朝来市の多くの職員知ってますし、OBの方で今、生野の自治協の事務局されてる方も知ってますので、紹介する方いろいろおられますので、ぜひとも相談して、もうまず勉強してほしいんです。やっぱり整理が必要です。今の神河町のいろんな事務事業のね。

そういうことをお願いしておきたいと思うんですけども、その中でブロック別の町長懇談会でも自治協議会のことが、たくさんというか、何例か出てきました。そういう中でも例えば小田原ブロックの中では、役場の業務を地域に任せてもらえると、そういう部分あるんじゃないかということ、そんな意見も出ております。

一方で、寺前ブロックでは、事務担当者の負担軽減とか、その要員の確保が難しいんだということも出てます。一応、5年から始まったところもありますけども、6年、7年、今年が8年、3年目です。やっぱりいろんな事業というのは3年たった段階で一度見直すべき時期があると思いますので、その見直されるときにぜひとも朝来市の自治基本条例、協働の指針、これを勉強した上で見直しをしていただきたいと思いますと思いますが、これ約束していただけますか、勉強するということ。

○議長（栗原 廣哉君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） もう単純に答えさせていただきたいと思います。しっかりとやらせていただきたいと思います。

○議長（栗原 廣哉君） 澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。1点目については、今後しっかりと勉強していただくという回答を得ましたので、次に行きたいと思います。

それでは、2点目です。神河町の10年後、20年後、30年後の将来について、職員間で議論する神河みらい創造プロジェクトチーム、これは私は大変いい取組だと思います。その令和7年度の成果である神河町公共施設の今後の在り方に関する意見書において、初めて我が町においていわゆる公文書の中で縮充という言葉が出てきました。

そして令和8年度の町政の指針において、町長のほうから初めて表明された縮充のまちづくりを具体的にどのように進められるのか、町長の認識と意思を聞きたいと思います。

そして町職員や町民に対して、その考えをどのように浸透させようと考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

縮充とは、単に町の規模を縮小する施策ではなく、人口減少社会において地域機能を維持しながら、住民の暮らしの質の向上と持続可能な運営を実現していくためのまちづくりの考え方です。

神河町は合併から20年が経過し、合併時から存在する公共施設の多くは建設から30年以上が経過しようとしています。人口減少とともに税収も減少する中で、こうした老朽化した公共施設を今後も維持し続けることは困難です。

縮の対象の一つは、こうした公共施設の維持・管理です。令和8年度、9年度には神崎公民館と神崎体育センターの解体を予定しています。また、グリーンエコー笠形やホテルモンテ・ローザについては、5年間の指定管理による運営から、民間事業者への15年間の長期無償貸与へと運営方式を見直し、民間活力を最大限に活用することで事業者の経営の自由度向上や資本投資を促進するとともに、町の財政負担を最小限に抑えています。

さらに、廃校施設についても既に民間企業へ貸与するなど、民間の力を活用した利活用を進めています。

また、利用件数が伸びていない補助制度や現状に合わない制度については、廃止や見直しを進める必要があります。

一方、充において最も大切なことは、今住んでいる住民の皆様が元気になり、幸せになるために何が必要かを追求することです。

最も充が求められるのは、公立神崎総合病院の健全経営であり、地域の皆様から信頼

される病院への回帰です。財務的な健全経営を実現するためには、医師をはじめ全職員が患者に寄り添った医療の提供に取り組んで、患者満足度の向上につなげることが重要です。これは第10次中期経営計画の基本理念である和の心を大切に、地域と一体となって住民の健康と生活を第一に考え、信頼される病院を目指すという方針の実現でもあります。

地域に安心して受診できる医療機関が存在することは、住民の皆様にとって大きな安心につながるものであり、その実現に向けて、私自身先頭に立って病院改革を推進していく所存です。

また、縮の取組により経営方法を変更した旧グリーンエコー笠形、神之河のひとつきやホテルモンテ・ローザの運営がにぎわいを取り戻し、地域の皆様に再び愛される施設となれば、これもまた充の実現であると考えています。

何よりも、多様化する住民意識の中で縮充を進めるに当たっては、今住んでいる住民の皆様が元気になり、幸せになるために何が必要かを追求することが重要です。行政は、住民の皆様の声を的確に把握する努力が求められます。一方で、住民の皆様にもまちづくりへの参画をお願いしたいと考えています。

全ての分野に参加する必要はありません。まちづくり、防災、環境、情報、文化・芸術など、それぞれが興味のある分野から住民の皆様が参画できる仕組みづくりが行政に求められていると考えています。

「縮充する日本「参加」が創り出す人口減少社会の希望」の著者である山崎亮氏は、主体性を伴った参加なくして縮充する未来はあり得ないと述べています。楽しさなくして未来なしであり、楽しさと未来とを結びつける仕組みが参加であるとされています。

議会では住民からゼミ生を募集し、神河町議会のあり方ゼミナールを約1年間実施されました。注目すべきは、多くの方が1年間継続して参加された点です。そこには神河町の未来や話し合うことの楽しさを実感できる企画であったことが背景にあると考えます。

町として、縮充について現時点で明確な青写真やロードマップがあるわけではございませんが、縮充を具現化するに当たっては、楽しさと未来、そして参加を大きな柱としながら、町民の皆様の声をしっかりと受け止める努力が必要であると考えています。

そのような観点から、地域自治協議会、生活支援協議体、自主防災組織などは、住民参画の拠点として重要な組織であると考えています。その基本は地域コミュニティであり、その再生の鍵となるのが住民参加であり、楽しさと未来です。

行政としては、行政情報の積極的な公開と共有を進め、住民の皆様がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めてまいります。

職員への浸透についてであります。本年度の神河町みらい創造プロジェクトのテーマは、まさに縮充です。6月には佐用町防災企画課室長を、7月には佐用町の縮充アドバイザーを講師として招くとともに、同月に佐用町で開催される縮充フォーラムにも参加

するなど、積極的に縮充について学んでいく予定です。

先ほども申し上げたとおり、学んだ縮充の考え方をそれぞれの職場や地域で実践するとともに、その成果を職員全員で共有し、神河町らしい縮充のまちづくりにつなげていきたいと考えています。

以上、澤田議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。回答いただきました。

回答の中で「縮充する日本「参加」が創り出す人口減少社会の希望」、山崎亮さんの著書ですけど、これも10年前ぐらいに作られた本ですけども、この中で、この本読まれた方、ちょっと手を挙げてください。ありがとうございます。町長、読んでおられないそうなので、これぜひとも町長、読んでください。

というのは、最近はやり言葉のように縮充、縮充という言葉が使われてて、町長懇談会でもそういう、されてますけども、この今日の回答でもあったように、今からの青写真やロードマップもない中で町民の方々に縮充という言葉が広がるというのは、私はちょっと時期的に早いん違うかなと思うんです。といいますのは、後から言いますけども、佐用町でも長年町政担ってこられた前町長がこの縮充の考え方を取り入れられて、町民の方々に積み上げられてしてますけども、今年の春に行われた佐用町の町議会議員選挙の神戸新聞のアンケートを見てても肯定する意見ばかりじゃないんですね。そして特に充の部分になかなか町民に理解されてないという部分があります。そういう意味では、はやり言葉として縮充というのを使うんじゃないしに、もう少し慎重にお願いできないかなというところです。

そもそも縮充ということを皆さん、実は予算書、予算の概要説明には縮充というのは造語やと書いてあるんですけども、実は違うんです。造語じゃないんです。そもそも縮充というのは、本来はフェルトなんかの布生地を作るときに使われる用語なんですね。もともと繊維業界で使われてる用語です。もともとは縮小の縮と「じゅう」はじゅうたんの絨という言葉を使ってたようですけども、今は繊維業界でもこの充実の充を使っておられるようです。いわゆるウール等の毛織物をアルカリ性の液体の中でゆっくりとこういうふうにもんでいくと、糸と糸が絡まって肉厚なフェルトのああいふ生地ができていく。そういうゆっくりともんでいくということ自体が、山崎さんはそれが住民の参加なんやということを言われています。もともとはそういう意味ですよということは指摘をしておきたいと思います。造語ではありません。

その中で、みらい創造プロジェクトの皆さんが佐用町の取組を勉強されて、本当にいい勉強されてきたと思います。今後も勉強会されるということなんですけども、ただ、町民の方々にはその縮充の考え方が浸透してるかという、なかなか浸透していないというのは現状では事実であります。

その中で、佐用町が昨年7月の26日に、前町長が長年縮充のまちづくりについて町

民の方々と議論されてきて、縮充のハンドブックを作られて、その上で縮充のまちづくりの宣言をされました。この宣言は、また皆さん一度読んでいただきたいと思いますけども、その中で縮充のまちづくり宣言の理念を佐用町のホームページに掲載されております。佐用町が令和5年度から取り組んできた縮充のまちづくり、人口が減っても、心豊かで充実した暮らしを紡ぐための挑戦です。語り合い、耳を澄ませ、少しずつ見えてきた未来への道しるべ。その思いを1冊につづった縮充BOOKの完成に合わせて、まちづくりの始まりの日を開催し、縮充のまちづくり宣言を行いました。縮というのは、これまでの負担を減らして、心を楽しむこと、充は、この町での暮らしを思いっきり楽しむこと。小さな一歩でもいい。一人一人が身近なところから考え、動き出す。その連なりがやがて大きな流れとなり、町を支えるということを、この縮充のまちづくりの理念をしっかりと言われてます。縮は、これまでの負担を減らして、心を楽しむ。充は、この町で暮らしを思いっきり楽しむんだと。

この本書かれた山崎さんは、まさに参加というのが、今からのもうこの縮充のまちづくりのキーワードは住民参加だと。それは今までのいわゆる各集落の共同体でやってるいわゆる使役のような強制的な参加じゃなしに、いろんな参加の場を今からつくっていくんだということを、そういう参加の場があって地域というのは盛り上がって、ひいてはそのまちが充実したいまちになっていくんやということを述べられています。まさにそうやと思いますし、その理念の下に佐用町は今取り組まれている。令和5年から取り組まれていますけども、今なお住民といろんなワークショップ開いてやられていますけども、やっぱりまだまだ浸透していないという状況なんです。

今後、私がこの縮充という言葉もうちょっと慎重に使ってほしいというのは、やっぱりその縮充の理念というものを町としてしっかりと、先ほども言いました、やっぱり勉強してもらって、町としてのしっかりとした理念を持っていただいて、まちづくりに縮、充の意味ですね、これを町民の方々に、まずは職員の方々にしっかりと伝えて、町民の方々に伝わるようなそういうことをしっかりやっていただきたいというのがこの2点目の質問なんです。いかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 御意見ありがとうございます。

活字として所信のところで縮充ということを記載させていただきました。これは軽はずみに記載をしているわけではございませんし、全て慎重に議論をした中でさせていただいております。それと佐用町においてもそのようにハンドブックを作成をしたからといって町内に全て浸透しているかといったら、そうじゃないということです。だから浸透もしていないのに記載はどうかというような考え方もあるんですが、しかし、全国的な流れの中で縮充というこの一つのキーワードとして、これからの地域創生、人口減少社会に対応するためには、こういった考え方が必要だということが既にこの事実として動いているわけですから、それがマイナスであれば神河町としても縮充

は駄目なものとして当然取り入れないわけでございます。しかしながら、それが基本的に必要であるというふうに私自身思いますし、そこは既に先行して前例があるわけですから、そこは見本にしていきながら神河町としても縮充について取り組んでいくというところで上げさせていただいております。

その上で、今年2年目になったこのプロジェクトチームにおいてもさらに深く学習をするというふうな中で今計画もしているわけでございますので、その部分、これからの地域創生取り組む上において住民との対話をさらに深めるための一つのきっかけづくりにしていきたいというふうに考えております。

○議長（栗原 廣哉君） 澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。ちょっと申し上げておきたいのは、縮充ということを町民の方々が共感しないと何も進んでいきません。ああ、縮充はそういうことなんかということをやっぱりしっかりと伝えられる段階というのがあるのと違うかなと。そういう縮充の考え方をもって、将来神河町こんな町にしていくなや、その中でやっぱり一番基本になるのは地域のコミュニティなんやということ書かれてますけども、そういうコミュニティを充実するためにこの縮充という手法を使います。縮とは何、充とは何。住民の方々、あっ、なるほど、町長言いよってんことはそういうことなんか。職員の方々も皆さん理解されて、自分のそれぞれの仕事の中で縮と充を考えていく。一方の何か施設を縮小することが縮で、片方を充実するから充、この縮と充じゃないんです。一つのいろんな事業に対して縮小していくけども、その縮小の中で住民のいろんな意見を聞くことによって充実させていく。一つの例でいいますと、役場の業務としてはそれ縮小していくけども、住民の皆さんの参画によって充実させていく、そういうことがやっぱり縮充やと思うんですね。

一つ、私が縮充の部分で今考えてるというか、実際体験したことです。実は、先月ですか、神崎小学校のコミュニティ・スクールの取組で草引きのボランティア活動がありました。コロナ禍以前はPTAの活動で環境整備活動があったと思うんですけども、これはコロナ禍で停滞して、なかなか次、これを再開してほしいという学校の先生方の思いもあったかもしれないけども、PTAの中でなかなかそういうことは言い出せない状況がある。この部分がやっぱり縮なんですよ。そこで、コミュニティ・スクール自体の考え方が私はまさに縮充やと思うんです。既存の組織の中で考えるんじゃなしに、多くの方に参加をしてもらって、学校をよくしていこう、地域をよくしていこう、充を、充実させていこうという取組の中で、コミュニティ・スクールの多様な人材が参画されたことによって、そしたら町民の方に呼びかけたらどうか、呼びかける方法をどうしようか、こうやったらどうかということで、実は子供たちの呼びかけがあって、強制ではない自主参加で私も参加しました。強制じゃないですよ。呼びかけに応じて参加する。そしたら私自身のそのときの喜びは、校庭がきれいになったという達成感、これは主かもしれませんが、そこでやっぱり自分が空いてる時間に来たけども、自分が役に立った

という充実感があるんです。そして同時に、子供たちや参加者同士の対話によって、その場で私は喜びを感じました。強制参加を求めるんじゃなしに、困ったことをみんなで話をして、呼びかけに応じた人が自由に参加を、自分の意思で参加をして、そこで喜びを感じる、こういうことこそが私は縮充の取組やと思うんです。

そのように私は感じるんですけども、今この本読まれた中野教育長いらっしゃいましたので、今私が言った縮充の考え、コミュニティ・スクールの考え方について少し御意見をいただければと思いますけど。

○議員（7番 澤田 俊一君） 中野教育長。

○教育長（中野 憲二君） ありがとうございます。

コミュニティ・スクールを縮充というふうに結びつけるということは、今私も気がつかないところでございまして、一定新しい視点かなというふうに考えております。本来コミュニティ・スクールといいますのは、開かれた教育課程、開かれた学校というところで、学校だけではなかなか子供たち育てにくいというその部分について地域の方たちの力をお借りしようと、こういうことでお願いをしてきたとこで、そのうちの一つとして、今回特に神崎小学校については草引きの部分で大変お力をいただいたということで、ただ、そのことが今、澤田議員がおっしゃいましたような効果があったということにつきましては大変ありがたい情報かなというふうに考えておりますので、一度縮あるいは充というそのことと新たな効果ということについてちょっと整理もさせていただきながら、校長先生の御意見も聞きながら、町内のほかの小学校、中学校というところについてもそのような情報、状況につきましてはお伝えして、一緒に考えていきたいというふうに考えてます。ありがとうございます。

○議長（栗原 廣哉君） 澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。私自身は、もうこれこそがというんじゃないしに、一つ、自分が感じた一例として申し上げた部分で、まさに教育長、開かれた学校とおっしゃいました。今からいろんな行政の施策自体も開かれた行政でなかったらあかんと思うんですね。

そういう視点で一つの一例として今私は申し上げましたけども、各管理職のお考え、皆さん今日おられますので、ぜひとも、本来といいますか、縮充ということについて勉強していただいて、それぞれの施策の中でその充の部分ですね、この充の部分というのは、やっぱり住民の方の参加というのが大前提、楽しい参加というのが大前提になりますので、そうするとみんながわくわくする、よかったという、そしたら地域が活性化していくという、そういう人口が減少しても、人口減少、人の口が減少と書きますけども、むしろ人交増加という言葉も実はあります。人の交わりを増加させる。人口が減少してもそのパイの中で人の交わりを増加することによって地域は充実していくという、これは佐用町のある地域自治協議会の中で計画として盛り込まれている中の言葉に人交、人の交わりを増加させる、そして地域を盛り上げるということを書かれてますので、ぜ

ひとも、人口減少というのは歯止めはかからない状況というのは私も理解しますし、人の奪い合いをする時代ではない状況の中で、そしたらいかに、1問目でも言いましたけど、持続可能な地域をつくっていくためにはどうしていったらええんかという部分を今後、皆さん行政のプロですので、地域の皆さん方のいろんな意見を聞きながら、よりよい神河町の施策をつくっていただきたいと思います。

穴水町の町長さんがおっしゃいました。地域のコミュニティがしっかりしてるということ自体が最大の防災なんやということおっしゃいました。まさにそうやと思うんです。有事の際に一番機能するんは、やっぱり地域コミュニティです。それをつくるために、この縮充の考え方を捉え、入れながらも、地域の自治協議会を活性化される、そのためには参画と協働の理念の下に自治基本条例をつくることによって皆さん方が一つの方向をみんな確認し合う、行政と地域の役割を確認し合うということで、この1番と2番の質問をさせていただきました。

2番の最後のほうに神河町みらい創造プロジェクトのテーマは、今年も縮充ですとあります。6月には佐用町の防災企画課の室長、多分谷本さんやと思うんですけども、そして7月には佐用町の縮充アドバイザー、これはシンクタンクR o o fの佐伯さんじゃないかなと推察しますけれども、こちらへ来ていただいて勉強されるということなんですけども、これはプロジェクトのチームの方だけが勉強されるんですか、それを教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） こちらにつきましては、プロジェクトのメンバーで考えて、自分たちで呼んでいくというふうなところでしております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） これ若手、中堅のプロジェクトの方々が勉強されるということなんですけども、できたら本当に今、管理職の方々、そして町長、副町長もこの話をぜひ聞いてほしいですし、来月あります縮充フォーラムですね、佐用町であります、この著者の山崎さんが来られて、この縮充の考え方を説明されて、住民の皆さんと意見交換もされる場がありますので、ぜひ参加をしていただいて勉強していただきたいなと思います。

できれば、こういった話が我々も聞けるのであれば、そういう機会があればありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

もう時間残り少なくなりました。今日は、持続可能なまちづくり、縮充のまちづくりを今後どうしていくんかというところで、一定の回答はいただきましたけども、私はやっぱりもっと、それぞれの町によってまちづくりの進め方はいろいろあります。

多可町は多可町。今日は多可町のこと触れる時間ありませんでしたけども、今はコークゼミといいまして、もともと小学校区単位で、いわゆるそこで活動できるリーダーの育成に力を入れておられます。いわゆる地域と行政の間の中間支援組織ですね、そうい

う組織を強化するためのコークゼミというのをもう何年も続けておられます。

朝来市は、自治基本条例に基づく参画、協働の指針を努められてつくられて、職員の方々は対話を大事にされてます。

佐用町は、縮充という考えで参加というキーワードでやられてます。今日是对話の部分、参加の部分を紹介させていただきました。

今後、勉強していきますということですので、勉強していただいて、神河町の今後のまちづくりに、神河町独自のまちづくりにそれを要約していただいて、生かしていただきたいなと思います。

最後に、町長、何か御意見ありましたらお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 様々な御意見ありがとうございました。

神河町もよいことは取り入れていきながら、そしてまた神河町のよいところもまた他市町も見えていただければというふうに思っているところでございます。

とにかく持続可能な町をつくるためには、世代交代がしっかりとできないことには持続可能な町はできないということでございます。いろいろと理論的なところもあるんですが、やっぱり若い方々がこの町に住み続けるためには、この縮充の著者であります、この著者が言われておる楽しさなくして未来なしということでございます。単純にもう本当に面白い町だなということが若い方々が住み続ける一つのキーワードだというふうに思っておりますから、私自身そのことをしっかりと胸に常に抱いてこれからまちづくり進めてまいります。

○議員（7番 澤田 俊一君） ありがとうございました。

以上で私の一般質問終わりたいと思います。

○議長（栗原 廣哉君） 以上で澤田俊一議員の一般質問は終わりました。

○議長（栗原 廣哉君） ここで暫時休憩します。再開を13時とします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

次に、8番、小島義次議員を指名します。

小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） 8番、小島義次でございます。今回は、大きく3点について質問させていただきます。

まず最初の質問ですが、粗大ごみの関係です。令和10年の開設を目指して市川町の浅野に神崎郡3町のごみ処理施設が建設されていますが、神河町の粗大ごみの処理についてお尋ねします。

現在、神河町の粗大ごみの処理は、町民の方が福本のごみ処理施設に持込みという形になっていますが、その現状について、1回の利用金額、また1か月間、あるいは1年間ですね、その粗大ごみの種類別、大まかな区別でいいんですけれども、その数量についてどのくらいあるか、お尋ねします。

○議長（栗原 廣哉君） 住民生活課藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

粗大ごみにつきましては、先ほど議員御発言のとおり、地域のごみステーションでの回収は行っておらず、軽トラック等の搬入手段をお持ちでない高齢者や障害者世帯への対応として、有料での戸別回収を実施しているものの、基本的にはクリーンセンターへ直接持ち込んでいただく体制を取らせていただいております。

搬入の際の手数料につきましては、事業系ごみの場合、100キログラムまでは一律500円とし……（発言する者あり）大変申し訳ございません。搬入の際の手数料につきましては、家庭系のごみの場合、100キログラムまでは一律500円とし、100キログラムを超える場合は、10キログラムを増すごとに50円を加算する料金体系となっております。

次に、直近における粗大ごみの搬入量及びその種類についてでございます。

令和7年度1年間に直接持ち込まれた粗大ごみの総量は、家庭及び役場や学校からの持込みを合わせまして約176トンとなっております。また、有料での戸別収集をした粗大ごみの総量は、家庭系で430キログラムとなっております。これらを合わせまして換算いたしますと、1か月当たりでは約14.7トンの規模となっております。

これら排出される粗大ごみの主な種類は、家具や布団がその大部分を占めている状況でございます。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。

粗大ごみの予約訪問収集ですね、もできるということですが、その条件や利用金額は幾らに設定されているのでしょうか。また、粗大ごみの持込み数量や種類に季節的な変化というものはあるのでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、利用対象者につきましては、第一に65歳以上の高齢者のみの世帯、第二に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の世帯であって、いずれも軽トラックなどの運搬車両を所持していない、または車両を運転できる方がいない世帯を対象としております。

収集日及び料金につきましては、毎月第1・第3月曜日の午前中を収集日とし、手数料につきましては収集1回につき2,000円を頂戴しております。

利用方法につきましては、事前に役場住民生活課へ直接御予約いただく形を取っております。

次に、有料戸別収集しました粗大ごみの総量及び季節的な変化でございます。令和7年度は、5世帯の皆様に御利用いただき、ごみの総量は先ほど申し上げましたとおり430キログラムでございます。また、予約に基づきその都度収集を行っておりまして、利用の形態を見ますと季節的な変化は特に見当たらないと思っております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） ありがとうございます。

5世帯で430キロということは、平均約80キロ余りという形になると思うんですけども、世帯によって量は違うと思うんですけども、多くても少なくともこの金額、一律でされているのでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

料金につきましては、先ほど申し上げました料金体系でございます。100キログラムまでは500円、100キログラムを超える場合は10キログラムを増すごとに50円を加算という料金体系で、市川町とも統一をされた運用となっております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 量とかは関係ございません。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。量関係なく収集1回につき2,000円でございます。（「一番多い人でどのぐらいの量」と呼ぶ者あり）

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。この有料ごみの戸別収集につきましては、粗大ごみの個数は最大5個ということになってございます。それから、先ほど申し上げたように、収集手数料については1回2,000円という取決めになってございます。（発言する者あり）

1日に収集できる世帯数は1日につき1回で、その量につきましては、大変申し訳ございませんけども、手引で書いてあることを読み上げますと、粗大ごみの個数は最大5個までで、恐らく収集運搬のほうはクリーンセンターがやりますから、クリーンセンタ

一に載るだけの量はいけるのかなというふうには思っています。なおかつ前年度で収集したごみの量、これ1人ではないかと思うんですけども、3月の最高が190キログラムということですので、車1車ぐらいの程度なのかなというふうには思っています。きっちり何ぼとかっていう詳しい取決めは書いてないところでございます。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） すみません。住民生活課、井出でございます。先ほど参事が言いましたように、重さは少し分からないんですけども、基本的には1回で軽トラの荷台に載れる量っていうような形で取らせていただいておりますので、重さにつきましてもそのぐらいの重量ということで御認識いただけたらと思います。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） ありがとうございます。

収集は1回について多くても少なくとも2,000円という形だということなんですけども、これは戸別収集ですから、もちろん自分でセンターへ持っていけない方を対象にされているということで、高齢者とか各種の手帳をお持ちの方、その方にとってはこの2,000円という金額は、1回ですけれども、ちょっと高額なんではないかなと思うんですね。私たち町民がセンターへ持っていく場合には1回100キロまで500円ということですから。比べたらちょっと高額かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 2,000円が決まった経過については、ちょっとすみません、存じ上げておりませんけども、高額か高額でないかというのは、恐らく当時この料金を設定された折には御協議されて決定したものと思ってございます。

なお、次期クリーンセンターごみ処理施設が完成するときには、またこの料金については、徴収するのかもしれないのかも含めて検討をしていくということになってございます。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。また検討をよろしくお願いします。

次に、地域の方から近くに粗大ごみを搬入できる場所があれば助かるという声を聞きました。神河町は今後、高齢人口が増え、ごみ処理場への搬入も思うようにいかない場合も増えてくるのではないかと予想されます。令和10年には市川町へごみ処理施設が移転するとなおさら遠くなり、搬入が難しくなります。そのような場合も考慮して、各地域で適切な場所に粗大ごみ集積場を設置してはどうかということです。

ちなみに、近隣の市町では、姫路市では指定した場所に月2回の収集、これは地域の方がボランティアなどで、当番制でその管理の役に当たっていると聞いております。ま

た、福崎町では可燃ごみ、不燃ごみなどと同じ場所で粗大ごみも定期的に収集されていると聞きます。市川町は検討中とのことですが、今後の神河町民の暮らしが少しでもよくなるように、粗大ごみの集積場の設置検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和10年に予定されております市川町への新たなごみ処理施設の移転に伴い、住民の皆様の持込みに関する負担や不安の声があることは町としても十分認識しているところでございます。

御提案のありました各地域への粗大ごみ集積場の設置につきましては、住民の皆様の利便性向上につながる一方で、幾つかの課題もございます。具体的には、不法投棄や粗大ごみ以外の混入を防ぐための管理、監視体制の確保、さらには収集運搬に係る新たなコストの発生や周辺環境への影響でございます。

これらを踏まえ、先ほど申し上げましたとおり、本町では有料戸別収集を既に実施しているところではございますけれども、今後、この制度を拡充し、予約制による回収をさらに進めていくのか、また、議員御発言のとおり拠点設けて粗大ごみを回収していくようなことを考えていくのかということは、両方含めて検討していく必要があるというふうに認識をしております。

いずれにいたしましても、粗大ごみを含めました今後のごみの収集方法につきましては、現在協議中でございまして、費用面、それから住民の皆様の利便性の向上などを総合的に勘案し、慎重かつ適切に検討を重ねてまいります。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） ありがとうございます。ぜひ町民の方が便利になるような方向でお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。地域猫対策の充実についてのお問合せです。

猫対策の現状と今後の取組の方向性を伺います。

町内では野良猫問題に関する住民の声が増えています。町では野良猫に餌を与えないでくださいとの注意喚起の放送などをされていますが、現場からは、それだけで本当に問題解決につながるのかとの声もあります。無責任な餌やりは問題を深刻化させる可能性があり、餌を与えないという呼びかけのみでは根本的な解決にはならないと考えます。猫は早熟な場合、生後4か月程度で繁殖可能となります。1回の出産で4匹から8匹ほど生まれることもあります。それが年に二、三回出産しますので、短期間で個体数が増加して、生活環境や地域コミュニティへの影響が懸念されます。さらに、猫には縄張りやテリトリーがありまして、その場所の猫を排除しても別の場所から新たな猫が入り込む

ために、単純な排除のみでは解決につながりにくいとも言われています。

地域でルールを決めて適正に猫の管理を行うことで猫によるトラブルを減らす取組がされている地域猫活動の方によりますと、適切に不妊去勢手術を行い、一代限りの命として地域で管理していくという考え方が基本とされているようです。

今後、町として野良猫問題の取組についての方向性を示していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、野良猫に対し、単に餌をやらないという呼びかけを行うのみでは根本的な解決には至らず、ふん尿被害や鳴き声などにより周辺住民の生活環境に影響を及ぼしている現状は町としても十分に認識をしております。

一方で、野良猫問題は、私有地の管理や個人の価値観の相違などが複雑に絡み合う課題であり、また、動物愛護の観点からも行政も直接猫の捕獲や排除を行うことは困難な実情でございます。

こうした中、本町における今後の方向性としては、兵庫県が作成しております猫の適正管理普及推進のためのガイドラインに沿いながら、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

同ガイドラインでは、無責任な餌やり行為を戒める一方で、地域住民の理解と合意の下、ルールに基づいて適正に管理する活動の重要性が示されております。

また、不妊去勢手術を施し、一代限りの命として適切に管理していく地域猫活動は、県の指針とも合致する有効な取組であると認識をいたしております。

町としては、まず、地域猫活動に対する理解の醸成や地域における合意形成、さらには適正な管理体制の構築を進めることが重要であると考えております。その上で、県のガイドラインに沿った地域主体の活動に対し、町としてどのような支援が可能であるかについて研究してまいりたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） ありがとうございます。大体方向性が分かりました。

それで、野良猫のTNR活動支援についての見解をお伺いします。TNRというのは、ちょっと私、英語は苦手なんですけれども、トラップ、ニューター、リターンということだそうです。捕まえて、手術をして、そして元の場所に返していくという意味だそうです。

この野良猫問題は、単なる動物愛護の問題にとどまらず、環境、衛生、地域コミュニティの安定にも関わる重要な地域課題でもあります。近隣自治体では、姫路市、尼崎市、赤穂市、たつの市などにおいて、不妊去勢手術助成制度やTNR活動支援が行われてい

ます。また、上郡町でも2026年度から飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術助成制度が開始されるとのことで、地域全体で繁殖抑制に取り組む流れが広がっているということです。また、町内においても、動物愛護の観点から、自費で野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を受けさせておられる住民の方がいらっしゃいます。善意ある住民の努力だけでなく、行政としても一定の支援や方向性を示していく必要があるのではないのでしょうか。

来月7月には町内住民の働きかけの下、出張型の不妊去勢手術の実施が予定されており、住民生活課にも声がかかっていると聞きました。また、朝来市や市川町に協力をお願いされているようです。住民主体による地域課題解決への取組に対して行政が一定の連携や支援を行うことは評価されるべきものと考えます。神河町として、不妊去勢手術への補助制度、あるいはTNR活動支援についての今後の見通しをお伺いします。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、野良猫問題は、単なる動物愛護の視点にとどまらず、ふん尿被害など環境・衛生問題、さらには地域コミュニティの調和にも関わる重要な地域課題であると認識をしております。また、近隣自治体において、不妊去勢手術の助成制度やTNR活動への支援が行われている事例につきましても承知をしているところでございます。

これらを踏まえ、不妊去勢手術への補助制度やTNR活動支援に関する本町の今後の見通しについてお答えをいたしますと、現時点におきましては、町独自の助成制度を直ちに創設する考えには至っておりません。既に不妊去勢手術助成制度やTNR活動支援を実施している自治体からは、制度を円滑に運用するためには、地域で保護活動などに継続的に取り組まれている住民や団体の存在が不可欠であることに加え、地域猫活動に対する住民の理解と協力、さらには不妊去勢手術を比較的低廉な費用で実施していただける動物病院との連携体制の確保も重要であると伺っております。また、制度導入後においても野良猫や地域猫に関する苦情が解消されるとは限らず、地域猫活動への十分な理解が得られていない場合には、活動そのものや行政の支援体制に対する意見や苦情が寄せられているという事例も伺っております。

このように、不妊去勢手術への補助制度やTNR活動支援を実施するためには、どのような猫を対象とするのか、誰が責任を持って管理を行うのか、不妊去勢手術実施後の管理をどのようなルールの下で行うのかといった仕組みや体制づくりに加え、地域住民の理解と協力、継続的な活動主体の確保などが必要になりますけれども、現時点ではその環境が十分に整っていない状況にございます。

県のガイドラインにおきましても、無責任な餌やり行為を戒める一方で、地域住民の理解と合意の下、餌やりの時間や場所のルール化、食べ残しやふん尿の清掃、不妊去勢

手術の実施など、周辺環境に配慮した適正な管理を行うことの重要性が示されております。

町といたしましては、まずは地域猫活動に対する理解の醸成や地域における合意形成、適正な管理体制づくりを進めることが重要であると考えております。その上で、地域の皆様による継続的な活動体制が整った段階において、町としてどのような支援が可能であるかについて、近隣自治体の取組事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） ありがとうございます。

これは地域の方の継続的な活動体制、それが整った段階ということだそうですが、今の神河町では、今、行政が把握されている情報として、地域の方の活動体制が整っていると思われるか、それとも、いやいや、まだまだそこまで行っていないと思われるか、どちらでしょう。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域ボランティアの方につきましては、堀口さんがされておるということは存じ上げておりますけれども、それ以外の方については把握をしてございません。ただ、そういった体制、実施していただく側の体制が整っているということよりも、まずは地域の住民の方に、TNR活動をした猫をまたその場所に戻して、そこで猫が一代限りの命を全うできるように過ごしてもらうというのが本来の目的であろうと思います。そこへの地域住民の方の理解がまだまだ浸透していないという認識でございます。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） 分かりました。これからまだ地域住民の方への周知というんですか、PRが、活動されてる方からもっともっと必要だということが言えるということだと感じております。

野良猫対策について、そういう団体がきちっとできた上での話になるかと思うんですが、具体的な支援の取組についてお尋ねします。

先ほどもお話ししましたが、猫は生後4か月で繁殖可能となります。短時間で個体数がどんどん増えていきます。

そこで、具体的に繁殖抑制対策としてどの程度の費用がかかるかということです。野良猫のみを対象として、捕獲や不妊去勢手術、病院への送迎は、今のところ申請者が実施し、不妊・去勢・堕胎手術の費用は1匹当たり上限1万円程度で、年間約50万円程度の補助があれば年間50匹の手術実施が可能だと言われます。特に未手術の雌猫対策に

は大きな効果が期待されます。つまり繁殖能力がなくなって、猫が増えないということです。町として、不妊去勢手術への補助制度等、具体策を持って取組を進めてほしいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御提案の不妊去勢手術に対する補助制度につきましては、野良猫の繁殖抑制を図る有効な手段の一つであると認識をしております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、現時点ではどのような猫を対象とし、誰がどのようなルールの下で管理を行うのかといった仕組みや体制が十分に整備されていないことから、御提案いただきました補助制度を直ちに導入する考えには至っておりません。

県のガイドラインにおきましても不妊去勢手術は重要な取組とされておりますが、それは地域住民の理解と合意、そして適正な管理体制の下で進められることが前提とされております。現在、町内では、ボランティアの方が主となり、獣医師の協力の下、不妊去勢手術の取組を始められたところではございますが、地域猫を対象とした組織的な活動やその活動を支える地域の理解、合意形成につきましては、これからの段階であると認識をしております。

町といたしましては、地域における野良猫の実態や課題の把握に努めるとともに、地域猫活動に対する理解の醸成や適正な管理体制づくりを進めていくことが重要だと考えております。その上で、進捗状況を踏まえながら、将来的な支援の在り方や制度設計について、近隣自治体の取組も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） ありがとうございます。

今後、地域における野良猫の実態、課題の把握に努めるとありますけれども、これは今までに地域猫の実態の調査とか、課題に当たる調査そのものを実施されたことはあるでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど野良猫の実態等、把握したことがあるのかという御質問だったと思うんですが、これについては、苦情の電話の受付はしておりますけれども、じゃあ実際にどこの地区に何匹いるのかといったことまでは把握はしてございません。

また、地域住民の理解を得ていくということを申し上げましたけれども、このような場合、まず区長様方にそういったお話をさせていただいたり、また、別の住民さんにお知

らせをしたりということについては、広報紙なども通じて地域猫の実態の把握、またそれからそういったことの理解が深まったということが分かれば、助成のほうに展開をしてまいりたいというふうに思っています。

以上で小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） ぜひともまたよい方向にお願いしたいと思います。

それと、地域猫活動に対する理解の醸成や適正な管理体制づくりを進めるとあるんですけれども、管理体制づくりですね、これは誰が体制づくりを進めるのかということです。ボランティアの方が主体になって進めるのか、あるいは町行政が主体となって進められるのか、その辺りがちょっと分かりにくいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

管理といいますのは、あくまでも猫が住んでいる地域のことを指してございます。行政が毎日そこへ行って管理をするわけではございません。そういったことで、地域の住民の方、もしくはボランティアの方で温かくTNRの手術をした後も見守っていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） ということは、地域の方がそのようにしてきちっと管理できる体制ができれば、これからの野良の対策にも行政として支援していくことができるというふうに捉えてよろしいですね。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。先ほどの小島議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まさしく議員さんがおっしゃったとおりでございます。兵庫県の動物愛護センター、これ龍野支所管内の、4市6町ありますけども、そのうち2市2町がこの活動に助成をされております。その中でやっぱり各市町さんが助成の対象とされてる方といいますのは、手術の実施に伴い苦情や紛争が生じたときは助成対象者の責任において実施する。それから、手術が終わった後についてもきちっと地域でその猫の面倒を見る。面倒を見るという言い方もなんなんですが、簡単に言いますとそうです。それと地域の理解が得られてるということが助成に対する最低限のどことも規定となってございます。そういった意味を含めると、やはり地域の理解がなければなかなか注射だけやって元に戻すということは、何でそんなことするんや、注射に反対、一代限りの命でええんかっていう、またこれも反対の意見の方もいらっしゃるかと思います。そういった意味も含めて、地域としてこの猫をどう扱っていくのかという理解と合意形成がないとなかなか進んでいかないのかなというふうに考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（８番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。なかなか複雑で難しい問題だと思うんですけども、そういう近隣自治体の取組を参考にしながら、ここでは研究してまいりたいと表現されていますけども、私としては、その実現に向けての検討をぜひ行っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。地域予防医療、これはその中でも一次予防ですね、その充実をお願いしたいということです。

人生１００年時代と言われております。健康管理に注目が集まっています。町では、町民の健康管理の一つとして、年に１回の健診が健康福祉課から呼びかけがあります。昨日も、私、健診を受けてきました。また、神崎総合病院でも予防に対して個人に応じた対策が取られていることと思います。

そこで、予防は一次予防、二次予防、三次予防の３段階に分類されるようですが、神崎総合病院ではどの段階の患者さんが多いのでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 高階町参事兼事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。それでは、小島議員の御質問にお答えいたします。

当院におきまして、地域の中核病院といたしまして、一次・二次救急を担う急性期病院でありまして、そのような役割からは、症状が悪化して、緊急性や専門性の高い治療を必要とされる患者さんが多く受診されている傾向にあります。このため、受診される患者さんにつきましては、既に何らかの疾病を有されておりまして、その治療や重症化の予防を目的とすることが多いので、予防医療の分類で申し上げますと、主として三次予防に関わる患者さんが多いものと認識しております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（８番 小島 義次君） 三次予防に関わる患者さんですね、この三次予防というのは、いわゆる病気がある程度治って、これからリハビリですね、そういう関係じゃないんでしょうか。どういうところでの三次予防と捉えたらよろしいでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 高階町参事兼事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。ただいまの御質問にお答えいたします。

三次予防というのは、先ほど申し上げましたとおり、実際に患者さんが病気を発症して、これは大変やという形で病院に駆け込まれると、そういう患者、いわゆる本来の病院としての機能、結局、重症化を防ぐとともに再発防止をするというのが三次予防と心得ております。

以上、小島議員の御質問にお答えします。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） ありがとうございます。ということは、二次予防あるいは三次予防は、既に病気にかかっておって、その病気が重症化するのを防ぐための治療として理解したらいいということですね。

一次予防としては、今現在、病院ではどのような対策が取られているのでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 高階町参事兼事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。それでは、小島議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、一次予防というのは、要は病気にならないための健康づくりを目的とするというものでありまして、地域住民の健康寿命の延伸に不可欠な取組であると認識しております。当院におきましては、急性期病院としての役割は主としておるんですけども、一方で、回復期の機能ですね、実際、患者さんがよくなっておうちに帰られると、そういった、リハビリやるとかいう形も有しておりますので、地域包括ケアシステムを構成する住まい、医療、介護、予防、生活支援のうち、医療、介護、予防の部分を担う立場として、健康づくりや介護予防にも積極的に関わっておる次第でございます。

具体的な取組といたしましては、まず、健康福祉課からの要請を受けまして、地域住民の皆様を対象とした各種の予防接種事業に協力しております。インフルエンザでありますとか、新型コロナウイルス感染症、RSウイルス感染症とか、様々なワクチン接種を当院外来におきまして実施いたしまして、感染予防であるとか、地域全体の公衆衛生の向上に努めておる次第でございます。

また、健康福祉課をはじめとする関係部署と連携いたしまして、高齢者の皆様の健康維持や介護予防を目的としたじっくり貯筋教室というのを実施しております。これは、転倒予防であるとか、身体機能の維持、向上を図りまして、要介護状態への移行を防ぐための運動指導を行っておるものでありまして、地域の高齢者の活動的な生活を支える重要な取組の一つと考えております。

また、さらに、健康長寿の基礎となるよい姿勢と筋力維持を目的としたかみかわハート体操というのがあるんですが、これを一応町と協力して考案いたしまして、現在もその内容のアップデートに継続的に取り組んでいるところでございます。この体操は、自宅でも気軽に実施できるような形で工夫されておりまして、今現在、神河町のホームページでも公開されておりまして、多くの住民の皆様にご利用いただいていると考えております。

それからまた、病院独自の取組といたしましては、臨床検査科のほうでワンコイン健診というのを実施しております。これにつきましては、地域住民の皆様が気軽に健康状態を確認、チェックできる機会を提供するというのを目的といたしまして、要は血液検査なんですけども、血糖値、肝機能、脂質などの生活習慣病のリスク把握に役立つ6

項目の中から御自分がちょっとこれを調べてほしいなというのを選んでいただいて、予約不要で受診うか、検査を受けていただけます。費用も1項目当たり500円ということで、フルセットにしましても2,000円となっておりますので、リーズナブルで、採血後、約1時間程度で結果も出まして、それについては臨床検査科の検査技師が結果を丁寧に御説明いたすというような形になっておりますので、御自身、ちょっと健康状態が気になるなという形であったら、健康状態の理解を深める上でもこういった形の御利用いただいて、生活習慣病等の改善の意識向上につながる取組としていただけたらと思います。

今後といたしましては、健康福祉課と連携いたしまして、生活習慣病予防であるとか健康寿命の延伸をテーマといたしました出前講座ですね、要はうちの医師であるとか看護師、もしくは医療技術の職員等が実際に地元のほうに行きまして、そちらで講演等、啓発活動を実施するというのをちょっと今検討している次第です。

これらの取組を通じまして、当院におきましては、病気を治す病院としての役割に加えまして、病気になりにくい体づくりを支える病院としても地域の皆さんの健康づくりに貢献したいと考えております。

以上、小島議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。各種予防接種事業、それからじっくり貯筋教室、それからよい姿勢、筋力維持を目的としたかみかわハート体操等、そしてワンコイン健診等、それから病気になりにくい健康づくりということで取り組まれていることと思います。

その中で、ワンコイン健診、これ非常に大事なことだと思うんですけども、病気になりにくい体づくりのための検査ですね、これは年間何人ぐらい利用されている、年間じゃなくても、一月でもいいですけども、何人ぐらい利用されているのでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 高階町参事兼事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） ただいまの小島議員の御質問にお答えいたします。

ワンコイン健診は、2020年度から実施、2019年度ですかね、ちょっとあれなんですけど、その辺りから実施して、もうかれこれ7年ぐらいになりますけども、2020年度は年間で11件だったんですけど、その後増えていきまして、2023年度には61件というような形でかなり伸びておりました。その後、ちょっとコロナ等々の影響もあって伸び悩んでおるので、今後は、できたら例えば来週の区長会等でもまたワンコイン健診やってますというような形をちょっと再アピールいたしまして、そういった形で利用促進を図っていきたく思ってます。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） ありがとうございます。今からの質問にも関係するんで

すけども、このワンコイン健診、それをどんどん広めていただきたいと思います。健康なときから病気にならないための予備知識を持っておくということが大切ななと思っております。

それを基にして、一次予防を充実することによって、病気にかかる人が減り、医療費の抑制にもつながると思います。一方、病院では、健康な人が増えると患者が減って、収益が減ることになります。ちょっと矛盾しておりますけれども。この一次予防医療をこれからの病院の一つの診療科として立ち上げ、町民の皆様に役立つ医療として進めてはどうでしょうかということです。病気になっていないのに病院で診てもらうのは不自然な話ですけれども、一般的な慢性の病気で治療が長引く糖尿病とか高血圧症、腎臓病などの原因を多くのデータから調べ、今ではそのデータを基にして、AIを使って、若い健康なときからその傾向性を探ることもできるのではないかと思います。患者にとって傾向性が分かれば、日常的な食生活、リズムある生活パターンの維持、運動生活などから将来の病気の兆候を知ることによって、未然に慢性疾患を防ぐことができるのではないかと考えております。

健康福祉課では、健診のたびに慢性疾患を防ぐ方法が生活レベルでチラシ等で周知されていますが、それを病気になる前に実行しましょうという必要性ですね、また、病気になったときの怖さ、不自由さをもっともっとPRしてほしいと思います。もちろん今、自分は健康だから、そんな必要ないということの感じ方される方のほうが多いと思いますけれども、やがては高齢者になって、病気になることも多くありますので、その先のことを見込んで、もっとPRしていただきたいと思います。

病院では、予防診療科などの設置で、まずは健康であっても将来の健康を保つために受診できる体制づくりをして、その人の生活全体、その人の身体全体の状況、さらに医療的観点からの状況を最近はやりのAIを使って将来を予測し、予防医療を確立していくという方法はいかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 高階町参事兼事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。ただいまの小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、一次予防の充実が医療費の抑制につながって、住民の皆様の健康寿命を延伸するということにつきましては、地域社会全体の持続可能性にとって極めて重要であると認識しております。

若く健康的な時期からAIなどの先端技術を活用した将来の疾病リスクを把握して、慢性疾患を未然に防ぐという御提案は、まさに今後の医療の在り方を示唆するものであり、大変意義深い御提案であると受け止めております。

また、病気になる前に予防する必要性や病気になった際の怖さや不自由さについて、もっとPRしてほしいという御意見につきましても真摯に受け止めてまいりたいと思います。当院におきましても、ワンコイン健診であるとか、先ほど申し上げました出前講

座の実施、検討を通じまして、予防の重要性については啓発に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、病院が予防医療を専門とする独立した診療科を設置することにつきましては、現在の医療制度の下では極めて大きな課題があると認識しております。

御承知のとおり、当院では診療報酬制度に基づいて医療サービスを提供しておるんですけども、現在の診療報酬制度上は主として疾病の治療行為に対して報酬が支払われる仕組みになっておりますので、健診や保健指導など公的制度による予防施策も実施はしておるんですけども、病気の治療を中心とする現行の診療報酬制度におきましては、病気になる前の一次予防に対する評価は極めて限定的でございまして、健康な段階での予防的な健康相談や指導の多くは保険診療の対象外となってしまうので、自由診療として取り扱われる場合が多いのが現状と認識しております。

このため、仮に当院が独自に予防専門の診療科を設置して、議員の御提案のようなA Iを活用した将来予測や個別カウンセリングなどの一次予防サービスを提供しようとした場合、それはもう自由診療として取り扱われる可能性が高くて、そうなりますと、その費用は全額患者負担ということになるか、もしくは病院が持ち出し、病院が全部負担せざるを得ない状況となってしまいます。全額患者負担とした場合は、住民の皆さんの利用を妨げる要因となる可能性があります。また、病院負担とした場合は、当院の限られた経営資源やマンパワーを踏まえると、なかなか継続的な運営は極めて困難であると考えております。

さらに、予防医療に特化した診療科の設置につきましては、専門知識を有する医師や医療スタッフの確保に加えまして、A Iシステムの導入であるとか運用費用、施設整備等、多額の初期投資と継続的な運営経費が必要となります。現在の当院の人員体制や財政状況、さらには地域における急性期医療や救急医療といった当院が本来果たすべき重要な役割を踏まえますと、現時点で独立した予防医療科を設置しまして継続的な運営を行うというのは極めて困難であると考えております。

したがいまして、診療報酬制度上、一次予防に対する適切な評価が明確に位置づけられてない現状におきましては、当院といたしましては、これまでと同様に町の施策に沿いながら、健康福祉課をはじめとする関係機関と密接に連携、協力しまして、地域全体で一次予防を推進していくということが最も現実的かつ効果的なアプローチであると考えております。

将来的には、国の医療制度改革や診療報酬制度の見直しによりまして、予防医療に対する評価が確立されて、持続可能な事業モデルが構築できる環境が整った際には、議員御提案のような専門部署の設置であるとか、A Iを活用した先進的な取組についても研究してまいりたいと考えております。

一方で、当院を取り巻く経営環境は御存じのとおり依然として非常に厳しい状況でございまして、地域医療を将来にわたって安定的に提供していくためには、まずは公立

神崎総合病院の経営強化プランを着実に推進して、経営基盤の強化と地域に必要な医療提供体制の維持、確保に取り組むことが最も重要であると考えております。

今後も、急性期医療であるとか救急医療など当院に求められる役割を着実に果たしながら、関係機関とも連携を一層強化いたしまして、地域住民の皆様の健康増進と健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えております。

以上、小島議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） ありがとうございます。

この問題は、何かこうして見ますと国家レベルの問題になって、国が動かないと地方も動かないというような感じに受け取ります。予防医療診療、これ今聞いたところ、保険適用に現在ではないということです。私は、今はやっている麻疹、いわゆるはしかですね、その抗体検査を受けてきました。これは自由診療で、全額自己負担でしたけれども、これも予防の一つですから、結果が分かれば安心して生活ができる、対策も取れるということになります。このような予防医療についてもワクチン接種と同じように町からの補助があれば、幾らかのですね、進んで診察に来られる方も多くなるのではないかと考えております。兵庫県の中で一番小さな町だからこそできる医療、小回りが利きます。そして予防医療の力で健康長寿の町になれば、あの町はすごく健康に過ごせるということで、移住者も増えるのではないかと考えております。病院でも予防医療に幾つかの点で少なからず努力して、力を入れておられるということです。年月はかかりますけれども、健康面でも安心して生活できる町へ予防医療の充実をお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（栗原 廣哉君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

○議長（栗原 廣哉君） ここで暫時休憩します。再開を2時15分とします。

午後1時56分休憩

午後2時15分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

次に、2番、吉岡嘉宏議員を指名します。

吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 2番、吉岡嘉宏でございます。このたびの一般質問は、認可地縁団体の普及ということと、もう一つは、公立神崎総合病院の今後の在り方について質問をします。

認可地縁団体の普及については、テレビを見ておられる方も何のことかさっぱり分からなだろうと思うので、少し言いますと、これは区で登記法人格を持ってできないかというものの普及を進めたらどうかという、こういう話であります。

それでは、質問を朗読します。

自治会名義の土地、建物は法人格を持たない限り登記ができず、何代か前の区長名義のままであったり、個人または共有名義で登記されている場合は、名義人が死亡した際に相続登記のために遠方まで押印に出向いたり、相続人探しに労力がかかっていた。

そのような中、平成3年、ずっと昔ですね、平成3年の地方自治法改正により、一定の手続を行うことで自治会も認可地縁団体として法人格を取得し、不動産登記を行うことができるようになり、不動産をめぐるトラブルを防止できるようになった。地籍調査の進展具合を考慮しながら行政が関わることは、自治会活動を円滑に進めるために重要だと考えるがどうか。

令和6年4月1日より相続登記が義務化され、不動産の所有権を知った日から3年以内に登記しなければ10万円の過料が科せられることになった。認可地縁団体（法人格取得の自治会）であるならば、名義人に死亡者が出ても所有者変更の登記をしなくて済むが、そうでない自治会は死亡者が発生するたびに所有者変更の登記の必要があり、手間がかかることになる。行政サイドから各区に認可地縁団体の手続の研修会を開くなどして認可地縁団体の普及を進めるべきだと思うがどうか。よろしくお願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えいたします。

町内における認可地縁団体の認可状況につきましては、平成30年9月に赤田区、令和3年度に岩屋区、令和5年度に山田区の認可を行い、さらに令和8年6月には大河区についても認可しております。

認可地縁団体への認可申請につきましては、議員御指摘のとおり、集落名義での登記ができず共有名義となっていることによる課題や、生産森林組合からの移行では、生産森林組合の運営上の課題などからこれまで行政に対して相談が寄せられてまいりました。

こうした中、令和2年11月には区長会において赤田区長を講師として認可地縁団体に関する研修会を開催し、制度のメリット、デメリットについて御説明いただきました。また、岩屋区、根宇野区、山田区の役員及び役場総務課職員が先進事例である豊岡市竹野南地区を訪問し、認可地縁団体への移行に関するお話を伺った経緯もございます。

認可地縁団体への移行の契機となることが多い生産森林組合につきましては、財産を管理する構成員と区の構成員が一致していない場合があります、そのことが移行の障害となっているケースもあると伺っております。要は権利のない方まで権利が及ぶことに対して権利がある方がよしとされない場合があるとも聞いております。

今後につきましても、認可地縁団体への移行に関する相談及び認可申請の窓口が総務課であることを区長会資料等に明示し、制度の周知に努めてまいります。

以上、吉岡議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員。

○議員（２番 吉岡 嘉宏君） ２番、吉岡です。説明ありがとうございました。

今の説明聞いておって疑問点が出ましたので質問させていただきます。

答弁書の真ん中ほどで、赤田区長を講師として認可地縁団体に関する研修会を開催し、制度のメリット、デメリットについて御説明いただきましたということで、そのメリット、デメリットですね、どんなことがあるのか、簡単をお願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。吉岡議員の御質問に御回答いたします。

まず、メリットでございますが、先ほど言われたように、登記名義が認可地縁団体としてできることが一番であろうというふうに思います。もちろん共有財産から名義を移す場合に、相続登記などももちろんしていけない部分は変わらないと思いますが、今後について相続していく必要がないという意味ではあると思います。

デメリットにつきましては、先ほども申し上げましたが、構成員ですね、財産を所有する方が、今度は例えば大河区に、今回認可地縁団体になっていますけれども、大河区さんの住民の方全員が認可地縁団体に移行されるわけですね。同意されて、その方全員が所有者になるということになりますと、旧来の生産森林組合などは出資された方が権利者であったものが、今度は区民全員に権利が及ぶ。こういったときにそれがよしとされるかということなどは、前の生産森林組合から見るとメリットとは感じられない場合があるのではないかということ、それから、一定収入等が、事業等が集落で行われている場合は申告等が必要になるというようなことがあるというふうに考えております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員。

○議員（２番 吉岡 嘉宏君） 今、高内課長からデメリットのことで、生産森林組合の旧来の所有者と現在住んどっての人とのそういう登録をオーケーします、いや、オーケーしませんがめめるんやという話があったんですが、申し訳ないけど、ちょっと何のことか分からないので、もうちょっと分かりやすく教えてもらえませんか。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。吉岡議員の御質問、生産森林組合と認可地縁団体の関係、もう一度説明させていただきます。

生産森林組合は、本来、山の所有者、権利を持っております。多分、生産森林組合というのは、土地も持っておられる場合もありますが、その上物、木とかを管理されている場合があると思います。木を植えられるときには資金を出資されている場合がございますので、区民全員がその権利者となっているかというのは、区によって、また地域によってかなり違いはあると思いますけれども、一部に限るということとっております。もしかしたら大河区さんの登記、別事業のことで見たことありますが、大河区の場合は、大河区の権利のものは当時の区長さんの名前になっていたかなと思うので、皆さんは権

利があるので移行するのも簡単だと思うんですが、生産森林組合の場合は、先ほど申したように、その集落内でも権利がある人となない人があるというふうに承知しておりますので、そういう場合に、権利のない人に権利を持たすということをよしとされるかは集落の中でかなり議論あると思うんです。それを乗り越えて岩屋区さんや山田区さんのほうでは認可地縁団体に移行されたというふうに私は理解しております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 生産森林組合の所有権の話は分かりました。

そしたら、岩屋区と山田区というのは、これは生産森林組合の法人化のことですか。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。吉岡議員の御質問にお答えします。

私の認識では、生産森林組合の組織が認可地縁団体、要は村、岩屋区や山田区という、そのものに移行したというふうなことで、もちろんだから岩屋区さんの所有であった誰々ほか何名みたいな財産も持ち寄られてると思いますけれども、それも含めて認可地縁団体になったと認識しております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。

このたびこの質問をしようと思ったんは、私どもの大河区の区長が、今の間に、地籍調査がすごく進んだと、山林の地籍調査が進んで、それはもう神河町が地籍課あるおかげなんですよ。物すごいよその町にない地籍課いうもんができて、所有者の明確化と、境界ですね、これ測量してきちっとやったという山林調査の成果ができたということで、今しかないということで、大河区の山林調査が終わったことによる認可地縁団体、つまり区に法人格を持たせて、あと、今は区長名でなっているけども、大河区、団体として自治会が登録すれば、区長さんが任期満了で替わろうが、どないなろうが、ほっとってもいいですよという、こういうことなんですね。ちょっと今、テレビ見とる人を意識してしゃべっとんですけども、物すごいありがたいことやと思うんですね。

ほいで、今が神河町の一番有利な、地籍課という物すごい僕から言わせたらええ課なんですけど、それが頑張っとるんで、これは大河区だけの問題ではなくて、区名義で所有して、登記を法務局にしている。しかし、それは個人のお名前。〇〇太郎さんとかいうような名前で当時の区長がしていると。ほしたら、その区長が任期満了で替わったらどうすんねんと。名義変更せなあかんのですよ。今までは、令和6年3月31まではほっとってもどうっていうことなかったんです。過料は取られなかったんです。それが令和6年4月1日の登記法の改正により、所有権移転あった日から3年過ぎてほっておるんがばれると、言葉悪いですよ、ばれると10万円過料が発生すると、こういうことになります。

だからどこの区も共通の問題やと思うので、私は、このたびのうちの区長が動いたこ

とを見とって、これは町全体の問題やと思って一般質問で取り上げさせていただいています。今が物すごくええチャンスなので、僕は広めてほしいと思っています。総務課長からも話がありましたが、区長会で広めてほしいと思うんですね。まずはね。

そこで聞きます。総務課として、この事務を進める、区が法人格を持つ事務を進めるマニュアルはございますか。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。手続に必要な要件については、申請書等に記載ある、もしくは条件が決まっておりますので、お尋ねいただきましたら、こういったものが必要ですよというようなことはお示しできるようになっています。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 積極的に進めてほしいと思うんですね。今の言い方でいうと、高内君、本意じゃないやろうけども、消極的な答弁やったと思いますわ。そうじゃなくて、何回も言うけど、今、地籍課が頑張るとるええチャンスなので、マニュアルを作って、4月やったら4月の区長会で、40地区全ての集落ね、もう終わっとるところは重複はしますけども、こういうマニュアル作りましたよと、今、山林の地籍調査が出て、絶好のチャンスになってますんで、特に山林調査の終わった区はこういう認可地縁団体の登記ということをしたたら物すごく便利ですよということで、マニュアルを配って、たとえ10分でも15分でもええんで概略説明して、詳しいことは、さあ、登記しようっていう区がありましたら、総務課へどうぞお越しくださいって毎年4月ぐらいにやったらどうですかね。いかがですか。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。吉岡議員の御質問に御回答いたします。

今、既にチェックリストと手順書はございますので、区長様にお示しをして、御説明することは可能というふうに思っております。

また、現在も区長様とは限らずしましても、代表者の方で登記がされておまして、高齢になるので名義を変えていくというような作業をされているところは承知しております。そうなりますと、登録免許税とかいうのも必要になってこようと、不動産取得税ですかね、そういったものもかかってくるということで、現実的には集落のほうでもそのことは御理解はされていると、必要性というんですか、は思いますので、お話はさせていただきたいと思います。されるかされないかというところは、もちろんその集落の事情というんですか、財産の権利的なものの事情がとおりやというふうに思いますが、今言われたようにチェックリスト、また手順書はお示ししたいと思います。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 今の答弁で了解しました。ひとつよろしく願いたい

と思います。

それでは、次へ行きますね。大きな2つ目、公立神崎総合病院の今後の在り方について。

令和7年9月議会の一般質問で、公立神崎総合病院の経営状態が悪化している。抜本的な改革をしないと財政がもたないので、ダウンサイジング（縮充）の提案をしましたが、検討具合はどうですか。

令和6年度決算額は3億900万円の赤字の決算でございました。キャッシュの残高は約12億円で、令和7年度決算は6億円近い赤字額の見込みと聞いております。令和7年度のように平均入院患者が月に100人以下で病床が埋まらず、収益確保が進まなければ、令和9年度にキャッシュ残高が危機を迎える見込みとのものであります。もう待ったなしの状態の中、本年度の経営状況によっては数年後に病床数140床を100床未満に減らし、急性期病床から地域包括ケア病床に重きを置く経営に変えていく必要があると思います、どうですか。

人口減と患者数減が連動しています。このままでは令和9年度に経営破綻になりかねません。医師の高齢化や看護師などの医療人材不足も想定されていることから、身の丈に合った病院の在り方はどうあるべきかが問われています。仮に病床数が減っても、地域に合った医療として地域包括ケア病床の充実、訪問診療やレスパイト入院を増やすなど、持続可能な医療を行うことで、公立神崎総合病院を残すべきと思いますが、どうでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 高階町参事兼事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。それでは、吉岡議員の御質問にお答えいたします。

公立神崎総合病院の今後の在り方に関しまして、現状認識と今後の見通し、そして当院の対応方針について御説明申し上げたいと考えております。

まず、当院の経営状況に関する吉岡議員の御指摘は、まさに私たちが直面している喫緊の課題でございまして、その深刻さを重く受け止めております次第でございます。

令和6年度の決算が御指摘のとおり3億900万円の赤字であったということ、そして令和7年度は見込みとしては5億6,000万円の赤字ということで見込んでおりますが、このまま病床利用率の低迷が続けば、令和9年度にはキャッシュ残高は危機的な状況に陥るとの御指摘は、病院経営の根幹を揺るがす極めて深刻な問題であると認識しておりまして、待ったなしの状況であると痛感しております。

人口減少と患者数の減少が連動している現状に加えまして、医師の高齢化や看護師をはじめとします医療人材の確保難につきまして、今後さらに深刻化することが予測されております。そのような中で、当院にとって身の丈に合った病院の在り方を真剣に追求すべき時期に来ているものと考えております。

このような厳しい経営環境を踏まえまして、当院では総務省が示しました持続可能な

地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づきまして、令和5年度末に公立神崎総合病院経営強化プランを策定いたしております。また、具体的な取組目標を示した経営改善計画も併せて策定いたしまして、令和6年度から計画に基づく取組を進めております。さらに、病院運営の方向性を定める中期経営計画につきましても、本年度が第10次計画の最終年度となっております。これらの計画に沿って病院の経営改善に努めておる次第でございます。

しかしながら、計画策定後の令和6年、7年と全国的な情勢を反映した高率の人事院勧告が続きまして、当院におきましても給与費が計画を大きく上回って増加いたしております。その結果、当初の見込みと現在の経営実態との間に大きな乖離が生じまして、令和8年度以降の経営強化プランの収支計画につきましても、見直しを行わざるを得ない状況となっております。このことにつきましては、外部評価委員会である神河町病院改革委員会においても御了承いただいたところでございます。

公立病院における給与費につきましては、地方公務員法に基づく給与制度であるとか人事院勧告に準拠して決定されるために、民間病院のような柔軟な人件費の調整が極めて困難な構造になっております。これは計画どおり経営改善を進める上で大きな課題の一つと認識しておる次第でございます。

一方で、不採算であっても地域に必要な医療を提供するのは自治体病院としての責務でありまして、そこに当院の存在意義があるものと考えております。また、地域の雇用を支えている役割も担っておると思っております。

吉岡議員から御指摘いただきました、本年度の経営状況によっては数年後に病床数を140床から100床未満に減らして、急性期病床から地域包括ケア病床への重きを置く経営に転換していく必要があるとの御意見につきましては、今後の病院機能を検討する上での非常に重要な視点であると受け止めております。現時点では策定した経営改善計画に基づきまして、まずは現行の病床規模を維持しながら経営改善に全力で取り組んでいくところであります。しかしながら、急速な人口減少と患者数の減少は避けられないのが現実でございます。持続可能な地域医療提供体制を維持するために、将来を見据えた病院機能の再構築についても検討を進める必要があると考えております。

その意味におきまして、議員御提案ありましたダウンサイジングは将来の選択肢の一つであると認識しております。単にただ病床数を削減するだけではなくて、地域医療の中で当院が担うべき役割を明確にした上で、それに見合った病床規模であるとか、医療提供体制を構築していくのが重要であると考えております。特に高齢化が進む地域におきましては、地域包括ケア病床の充実、訪問診療の強化、それから急性期病院からの受入れや在宅療養を支えるレスパイト入院の推進など、包括期医療の充実は当院に求められる重要な役割であって、今後の検討における重要な視点であると考えております。

一方で、ダウンサイジングが直ちに経営改善につながるとは限らないという課題もあります。有識者からいろんな御意見いただいておりますけれども、病床削減後も病床利用

率が改善せず、結果的に収益が減っただけというような事例も少なくないと同っております。

また、病床規模の見直しにつきましては、組織改編を伴うため、医療の質の維持であるとか人材確保への影響も十分考慮しながら、計画的かつ慎重に進める必要があると考えております。

現在、当院におきましては、将来にわたり地域に必要とされる病院機能について院内で議論を重ねておりまして、その中で病床規模であるとか病床機能の在り方についても検討を進めているところでございます。議員御指摘のとおり、残された時間は決して多くはないと認識は職員一同が共有しておりまして、できる限り早く方向性を取りまとめお示しできるように努めてまいりたいと考えております。

また、本年度におきましては、当院の将来を左右する重要な年と位置づけまして、町長、副町長もいつもおっしゃっておりますが、様々な経営改善策を既に実施しておるところでございます。例えば外来におきましては、今年度から内科、総合診療科の午後診察枠を開設したりとか、地域住民の皆様の受診機会の拡大を図っております。それからまた、子育て世代の利便性向上を目的といたしまして、小児科の受付時間の延長も行っております。救急患者の受入れ体制につきましても、オンコール体制の強化を図りまして、地域におけるセーフティーネットとしての役割を着実に果たしていきたいと考えております。

さらに、医師に対する人事評価制度の導入ですね、これも長年の課題ではあったんですけども、それから研究手当の見直しの実施を通じまして、医師、職員間のコミュニケーションの向上を図って、風通しのよい組織風土の醸成にも取り組んでいる次第でございます。

今後とも、町当局からの助言であるとか支援をいただきながら改革を着実に進めて、地域の皆様に信頼される持続可能な公立病院として、その使命を果たしていきたいと考えております。

以上、吉岡議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 2番、吉岡です。今、回答をいただいて、ちょっと前に回答書をもらったからちょっと学習をしまして、少し質問しますね。

回答書の上から9行目、4ページの9行目ね、一方で、ダウンサイジングが直ちに経営改善につながるとは限らないという課題もございます。有識者からは、病床削減後も病床利用率が改善せず、結果として収益が減少した事例も少なくないと同っておりますということで、これは、私は病院事務をやったことないし、病院へ出向して仕事もしたことございませんから、素人考えみたいなことを言うて気を悪くされないようお願いしたいんですけども、私の考えね、素人考え、病床削減をするということは、診療科も減らすし、ドクターも減らす。要するに人件費も減る。諸経費も減る。だから病床利用

率は逆に上がって、今言った経費も要らんようになるから収益は増加すると、単純にそう思っておったんですが、そういう簡単なもんじゃないんでしょうか。素人にも分かるように答弁してください。お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 高階町参事兼事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。ただいまの吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃる意味はある意味正しいんですけども、例えば、現在、私ども140床の病床ということで、100床にすると、40床減りますと、当然、余剰な人員というか、そういう方についてはちょっと削減の方向で、ただ、それも先ほど申しました公立病院の性格上、はい、次の日からもういいですよという話はなかなかならないので、徐々にその人数を減らしていくというような形になると思うんですね。

一方で、140床のときに病床稼働率が70%やとしたら、ほんなら、140の7から、七四、二十八で、100床ぐらい埋まると。それが100床になったら、例えば100床分の98とかやったら、95とかいうような稼働率になったら、基本的に入ってる人数変わらへんから収入は相対的に増えるんじゃないかという御意見やと考えるんですが、実際のところ、そういった実施した病院になると、100床にしても70%、結局70人しか入らないという状態が往々にして発生するというのをちょっとお伺いしてます。それはなぜそうなるかといいますと、そこで働いている人が要は今までと同じ働き方、動き方で人数減ってもやってるいうたら、結局、単純に縮小コピーしたと同じで、考えると、収益は減りますと、ただ一方で、人件費は、徐々に減ってくるんですけど、なかなか減らないとなると、結果的にプラスには働かないいうのを聞いてます。だから仮にダウンサイジングをするとしたら、そういったそもそも当院で働いている方の考え方、動き方自体を変えていかないと、結局効率的な動き方にならないということです。

前にちょっと何度かお話ししたと思うんですけども、島根県の邑智病院さんというところは、当院より収益が非常に少ないんですけど、非常に少ない人数で回されてる。医者もだから十数人ぐらいしかいらっしやらないと思うんですけど、また、医者もあれです、看護師、医療技術もかなりコンパクト。ただし、当院がやってる看護師、医療技術の分野に加えて、いろんな形でお互いに補完して、要は言うたら仮に当院がちょっと、例えが適当でないかもしれんけど、1の働きやったら1.2とか1.3、非常にだから効果的に動かれてると。そういう考えの下に実施していかないと、削った場合、当然、国のほうから支援等が出るんですけど、それは一時的なお金なので、そういう形を継続的に実施しようと思うと、当然ダウンサイジングが全く意味がないと言ってるつもりは全くないんですけども、ただ規模を減らすだけではかえってそういった結果になるというのも、実際に失敗した事例ではそういうことを有識者から言われてますので、ダウンサイジングというのはある程度効果的な手法ではあるんですけども、最後の最後というか、

当然、当院はそこまでまだ行ってないんかいうことについては議論の余地があると思うんですけども、当然、最後にはやるんやったらそういう形で、効果的な形で実施しないとかえってやらなかったほうがよかったということにもなりかねないので、そこはちょっと注意すべきだということで、私としては御意見申し上げた次第と御理解いただければ幸いです。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 事務長からお話、邑智病院の例も聞いたりしたんですけども、看護師の募集はしょっちゅうしています。だから退職不補充で人件費浮きますやん。その分、看護師さんたち、今のベッド数やったら大変なので、退職不補充でベッド数減らしたら理屈に合うと思うんですけど、それはどうかないうことと、それから、2つ目、100床未満になったときに、特別交付税か普通交付税か忘れちゃったけど、ネットで調べとったら、優遇措置あるはずですよ。おいしい話あるはずですよ。その2点、どうですか。

○議長（栗原 廣哉君） 高階町参事兼事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。議員の御指摘のとおり、後のほうの交付税の話は、実際にそういったもの目当てで結構、今、ダウンサイジングのような形が駆け込みというか、そういう特別な措置がありますので、それを当てにして殺到してるというような状況も事実でございます。その措置はあります。

ただ、先ほど申し上げたように、それを生かしたとしても、そのときは当然、一時的なもので、それは継続的なものでなくて、そのときの一時手当として出てくるだけなので、継続的にいただけるという話ではないので、あとはそれでちゃんとやってよという話なので、その後、それが維持できる体制をつくるのが必要かなと思います。

それから、看護師の話ですが、看護師、確かに当院の場合は採用を言うたら年中募集してるというのは、結局、年中募集してもなかなか採用に至らない、もしくは採用されても短い期間でお辞めになるという形がちょっとあるので、慢性的な看護師不足ということですね。特に日中、外来等はあれなんですけども、特に病床を今現在1病棟2名の看護師で夜勤とかはしてるんですけど、それがなかなかやりくりしに苦労してる状況は、議員御指摘のとおり非常に厳しい状況です。

看護師を不補充でしていくと減っていくんではないかなという話なんですけど、当然それもすごい緩やかな流れですので、例えば一定の人数の方はもう今年度でという話が可能であるんだったらある程度効果はあるんですけども、それはあくまで不補充ですので、先ほど申し上げた公立病院の特性上、やっぱり緩やかな人件費の減ということで、なかなか即効的な効果はちょっと難しいと考えております。

以上、吉岡議員の御質問に御回答させていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員。

○議員（２番 吉岡 嘉宏君） 公立病院の特性ということで、徐々に減らすしかできないことはよう分かるんですよ。それと、人事院勧告制度ありますので、公立病院である以上、法律は破れない、準拠せんとそれはいけないことは分かります。

ちょっと視点を変えろというか、テレビ見とる人らもおられますので、それも含めてちょっと話をしますね。

これまで委員会とか、私は監査委員してましたから両方から聞いとんですが、経営改善アクションプランというものを立てて、収益増を神崎病院は目指しました。ちゃんと取組を真剣にしました。しかし、令和２年５月の民生福祉常任委員会資料を見ますと、入院の目標に対して、１日１１３.５人の目標、結果は９８.３人、１００人を切ったと。それから、外来は、１日４２１人の目標に対し結果は３４８.４人と芳しいものではございませんでした。人口減が患者減と関係しており、このままの診療体制ではアクションプランの達成は難しく、赤字が続くのは見えています。今のままの診療体制であれば赤字が続きます。令和６年が３億９００万、令和７年度は５億６,０００万の赤字ということであります。内容は、医業収益、外来、入院の収益ですね。医業費用、医業費用というのは人件費であるとか経費であるとか材料代。医業収益で医業費用が賄えんと独立採算にはなりません。それが賄えておらず、手持ちの貯金を取り崩して収支を合わせている。今日の私の発言でキャッシュ残高ってよう言うてますが、簡単に言うたら手持ちの貯金です。これを取り崩して収支を合わせている。それがいよいよ限界を迎えようとしている。今日の話を聞くと令和１０年度でパンクをすると。このままいくとね。だから私は規模を縮小し、ドクターも看護師も徐々に減らしていくことを真剣にやらんといかんと思っています。

何も神崎病院が悪いわけでは全くなくて、これはね、私、全然、神崎病院、悪口は言ってます。頑張ってるやっていると僕は思っています。全国的には公立病院、自治体病院とも言いますが、約８割が赤字。最大の原因は、診療報酬、国の医療の公定価格であります。これはもう国が決めるからどうしようもないんですけど、この診療報酬、医療の定価ですね、価格、これが１０％ぐらいは要るだろうと、アップがね、というのが常識的な見立てなんですね、赤字にしないためには。ところが、このたび改定があって、令和８、令和９年度、２か年同じ診療報酬です。アップ率は３.０９％。全然上がってないというのが実態です。自治体病院を独立採算制で赤字を出さんようにするための診療報酬価格というのはアップ率がもう悪過ぎると、こういうふうに思います。

結果、今、いろいろとダウンサイジングやったって時間かかるし、もう一つやいうような話ありましたが、令和１０年度でキャッシュ、要はやりくりするお金がパンクするのはもう見えとんですね。じゃあどうするんですかって言いたくないけど言うしかないですやん。そのために当局サイドとして、誰がいつこのような診療体系の再編、あえてダウンサイジングという言い方しません。縮充とも言いません。当局として誰がいつこのような診療体系の再編をするのか、ここら、腹積もりですね、もうずるずるやっと思った

ら、令和8、令和9の2年しかないですよ。パンクしますよ、キャッシュが。そしたら役場から毎年6億円くれとか7億円頂戴とかいう話になるんですよ。うちの役場が神戸市役所みたいに何兆円いう予算やったらできるでしょう。100億円程度です。僕はもうかなり厳しいと思うんですが、その辺の腹積もりについて、町長か副町長、答弁お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。危機感に関しましては、吉岡議員と全く同感であります。

誰がいつということなんですけれども、最終的には開設者である町長ということになります。町長のほうに私たちは提案ができるような体制で持っていきたいというふうに思ってます。その提案をする体制といいますのが、病院と3か月置きにずっと定期的に会議を開いてますが、7月、8月と連続で会議を開きまして、今思ってますのは、7月に可能性であるとか、8月に将来像みたいな、これはアウトラインを出していこうということでもあります。その辺りが出てきますと、できること、できないことっていう、夢物語をもう言われるタイミングではないということです。どうすることが一番いいのかというふうなことを少したたき台をつくっていきたいと思ってます。

そういったたたき台を基に、町長が病院のほうで入っておられます本部会議であるとか、そういったところで病院の医師中心にしたスタッフとも認識を共有してもらうということをちょっと手続をやっていきながら、できれば8年度末には今後こうなるんだというふうなことが全職員、また住民の方にもお話ができるようなタイミングで進めたいと今思っております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員、1点お願いがあります。手を挙げたときに一応議長と声かけてください。

吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 2番、吉岡です。今、副町長のほうから7、8月にかけてアウトラインを出して、たたき台をつくるということでもあります。繰り返しの言葉で申し訳ないけど、今と同じ状態ではもうどうしようもないので、今日、僕の一般質問でも出してますけど、地域包括ケア病棟とか、それから診療報酬ですね、往診ですね、そっち側にかじ切るとか、ちょっと難しい言われたかもしれへんけど、病床数の削減とか、ちょっとおっということをやらんとあかんと思うんですが、どんなたたき台、概略で結構です。お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。どんな形というのは、地域包括とか地域密着というのはもうもともと病院が持ってる方向性であります。今回、院長が地区回りをしますが、ありがたいが生まれる病院ということで、これはもちろん地域の住民の方に喜んでもらえる病院にしていこうということの表れだということでもあります。

形としては、病床数をどうするかということに影響を受けるんですが、今、実際可能であるかどうかを共有するために、今のサイズでベッドがどれぐらい回転すれば非資金性の部分を除いて収支均衡になるか、非資金性が2億5,000万から3億ありますので、実際の収支すると、マイナス2億5,000とか3億出てきてもキャッシュが減らないということが分かってますので、そのキャッシュが減らないところにしようと思えばどれぐらいの患者数、入院患者数が要るのかというのを、これは夢物語でいいので、一回数字化してくれということを言ってます。そうしたときに、どれぐらいの診療科がどれぐらいの患者さんを1人のドクターが診ていくということをしないとできないのかっていうことを数字として表していくと。これを見たときに、実現可能かどうかというのが分かってくると思うんです。これが実現可能でないということが分かったら、今申し上げました非資金性の部分をちょっと横に置いた形で収支均衡になるような経営するにはどこをいじるのがいいのかというストーリーをつくっていきたいと。こういうふうにつくりたいということではないんです。これからつくろうということです。ただ、地域密着というキーワードは必ず必須です。

それともう一つ、これは私が思ってるので、実際可能かどうか分かりませんが、当町の病院、当院の病院の役割として、入院施設というのは必ず必須であろうというふうに思ってます。遠くで治療されて、安定してきたら、近くの病院で入院して、御家族も見舞いに行けるとか、そういったことも必要であろうと思います。

もう一つ利点がありますのは、健康福祉課との連携の中で、医療機関を持ってるからこそできるような取組が住民サービスとして展開できないか。こういった辺りを夢物語から数字化をしていくというふうなことを思っております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 2番、吉岡です。大体分かりました。ありがとうございました。

このたび町長懇談会、私も7回とも行かせていただいて、特に病院に特化して、このたび初めて病院から院長、副院長、そして総務課長、事務長、7回とも来られて、病院の現状とか、どこを目指しているんだという話も聞かせていただいています。本当にお疲れさまでした。

町長のほうからは、今年1年が勝負やということを7ブロックともおっしゃっておられ、決意はよく分かつたんですが、改めて町長のほうから公立神崎総合病院の経営改善にかける決意というものを聞かせてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 公立神崎総合病院、健全経営ということでもあります。

とにかく今年1年が勝負であるということを申し上げておりますので、先ほどどういう今年1年が勝負なのかというのは、副町長のほうから、今年夏ぐらいには分析をして、そして方向性、具体的なものを打ち出していくということでもあります。

その中で、やはり表面上というか、規模であるとか、そういったことのダウンサイジングも含めた、そういった改革と、やっぱり重要なのは、前から言っている意識改革という部分です。言うのは簡単ですが、これがまたなかなか奥深くて、長年培ったと言うのがいいのかよく分かりませんが、やっぱり長い習慣の中でこれを一度リセットして、ゼロベースで考えていくということがどれだけ大変かということは、毎週火曜日に執行部会議に行かせていただいて、月一の本部会議も行っている中で、本当に自分自身、よく分かります。大変だなということです。

島根県の邑智病院が黒字経営だと。同じような規模でね。何が違うのか。チーム医療が徹底されていると。病棟がいろいろとあるんですが、病棟が違って、少し手が空いておれば、その忙しい病棟に医療スタッフがそちらのほうを手伝うという、そういったトータルで病院を回していくという意識がもう根づいているというところが違うところかなと。これが医療スタッフというのは看護師とか、医者も含めてということになります。その部分をいかに改革をするかというのが、これが本当に大変なことだということです。しかし、それをやらないことにはやっぱり患者の獲得はできないと思っております。そのことも覚悟しながら、これから状況を見る中で、それは間違っているでしょうと、これはいいことだ、そこは、いいことは進める、間違っていることは駄目ですよということをしっかりと勇気を持って言っていくことが1つずつ改善につながっていくことだというふうに捉えております。

令和8年の当初予算がマイナス5億のスタートだという予算ですよ。その内容は何かというと、いわゆる病床稼働率、目標稼働率が85%です。3月の議会でも申し上げましたが、やっぱり基本は、90%を切ると、下回ると緊急事態だという意識が大きな病院はあると。それからいくと、85パーということですから、いかにこの目標の病床稼働率が低いということになるわけですから、やはり100%に近いことをやっていかないと駄目なんだろうということになってきます。

そういうことをスピード感を持って、横のつながりをしっかり強化する。そういうことを今年1年、気合を入れてやっていく決意でございます。御支援のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 2番、吉岡です。今、町長及び副町長から具体的に、また、やる気のある答弁いただきまして、質問してよかったなと思っております。神河町の安心・安全のとりでである公立神崎総合病院が未来永劫に残りますよう、お互い切磋琢磨して、議会も意見を出して頑張りたいと思います。本日はありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（栗原 廣哉君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

○議長（栗原 廣哉君） ここで暫時休憩します。再開を3時30分とします。

午後 3 時 1 0 分休憩

午後 3 時 3 0 分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

次に、6 番、鵜野義一議員を指名します。

鵜野議員。

○議員（6 番 鵜野 義一君） 失礼します。6 番、鵜野義一です。町民温水プールについてお尋ねします。4 項目あります。9 月 3 0 日閉館予定とのことですが、町民の健康維持のために存続できないか。もう一つ、チラーの修理、買換えの予定はないか。3 番目、もっと利用してもらえる工夫が必要ではないか。4 番目、旭山動物園のように V 字回復できないか。

5 月 3 1 日日曜日に行ってきました、温水プール。プールは初めてなんですけども、行ってきました。平成 5 年 3 月から現在で 3 3 年経過していますが、見た感じ、建物はしっかりしていると思います。スイミングスクールの委託業者が 5 月末で撤退し、約 3, 0 0 0 万円の委託料が不要になるのでランニングコストは減るはずです。チラーさえ順調に動けばと思いますが、存続のために何かよいアイデアはないでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 鵜野議員、一応一問一答なので、1 つずつ回答がついてくると思うので、まず 1 つ目からいきましょうか。

○議員（6 番 鵜野 義一君） はい。すみません。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡教育課社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。まず、鵜野議員の質問の御回答をさせていただく前に、本日、一般質問でいただいております町民温水プールにつきましては、ダム対策に関わります施設の一つとして、旧大河内時代から 3 0 年以上にわたりまして活用され、親しまれてきた施設と認識しております。とりわけ長谷地域の皆様におかれましては、大変思い入れの強い、大切に考えられておられる施設だということを十分承知をしております。そのことを前提に御回答のほうをさせていただきたいと思います。

それでは、まず、本年に入りまして、町民温水プールの施設不具合により、スイミングスクールの会員の方をはじめ、町民温水プールを御利用いただいている皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことをまずもっておわび申し上げます。また、連日にわたります町民温水プール休館の臨時放送につきましても、町民の皆様方から様々な御意見をいただいております。併せておわび申し上げます。

それでは、個別の質問の回答の前に、まず、町民温水プールについて、施設の現状から御説明を申し上げます。

施設の状況ですが、町民温水プールは、平成 5 年 4 月のオープンから約 3 3 年が経過し、施設全体の老朽化が進んでおります。特に温水をつくる機械であるチラーについて

は、全部で14基設置しておりますが、これまで修繕を重ねながら運営を続けてきたものの、年々正常に稼働する台数が減少し、令和7年度には5基まで減ってきておりました。さらに、本年に入りまして1基が故障したため、現在4基で運転しておりますが、そのうち2基については、熱交換時に発生する霜を正常に除去できない状況となっております。これが基準温度を確保できなかった主な原因であり、長期休館につながったものであります。

現在は、外気温の上昇によりプールの水温及び室温が基準温度を確保できる状況となったため、5月1日から営業を再開しております。しかしながら、先ほど御説明したチラーの状況を踏まえますと、本年秋以降も同様の理由による休館が発生する可能性が高いと考えております。

次に、町民温水プールの運営状況についてであります。

利用者数につきましては、平成27年度にはプール及びトレーニングルームを合わせて3万3,068人の方に御利用をいただいておりますが、令和6年度には2万4,594人となり、この10年で約26%減少しております。なお、利用者数のピークは平成11年度の3万7,227人であり、そのときと比較すると約34%減少しております。

また、施設の収支状況につきましては、利用者数の減少等に伴い、平成27年度には4,427万円の赤字であったものが、令和6年度には6,198万円の赤字となり、赤字額が1,771万円増加しております。さらに、収支データが残っている最も古い平成18年度の赤字額は3,195万円であり、それと比較すると3,003万円赤字が増加しております。

加えまして、本年4月には主にスイミングスクール事業を委託しております株式会社アクアティックから、現状のままでは今年の冬場も長期休館となる可能性が高く、この状況が続くのであれば事業継続は困難であり、撤退せざるを得ないとの申出がありました。その後、協議を重ねた結果、同社は5月末をもって撤退されることとなりました。

以上が町民温水プールの現状でございます。

前置きが長くなりましたが、鶴野議員様の1つ目の質問、9月30日閉館予定とのことですが、町民の健康維持のために存続できないかという質問に御回答いたします。

町民温水プールにつきましては、令和8年4月1日現在、年会員が67名、スイミングスクール会員が209名おられます。利用者の皆様からは利用しやすいよい施設であると御好評をいただいております。健康維持のために日常的に利用されている方もいらっしゃいます。

町といたしましても、町民温水プールが町民の皆様の健康維持・増進に寄与する施設であることは十分に認識をしております。しかしながら、先ほど御説明申し上げましたとおり、利用者数は減少傾向にあり、加えて、毎年約6,000万円の運営赤字が生じております。単純計算ではありますが、この状況が今後も続いた場合、10年間で約6億円の累積赤字となることが見込まれ、現在の町財政において、その補填を継続していく

ことは非常に困難であると考えております。

プールでの全身運動をそのまま代替できるものではありませんが、健康増進という観点では、各地区で実施されているミニデイをはじめ、こつこつ貯筋教室や代謝アップ教室などの健康教室を開催しておりますので、こういった事業も御活用いただきながら、引き続き健康づくりに取り組んでいただければと考えております。

以上で鵜野議員の質問への御回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 鵜野議員。

○議員（6番 鵜野 義一君） 6番、鵜野です。チラーですか、前聞きましたのは、14基で1億5,000万要るとか言われましたけども、現在4基で運転して、2基が故障ということで……。

○議長（栗原 廣哉君） 鵜野議員、それは2つ目ですね。チラーの関係。

○議員（6番 鵜野 義一君） いや、これでも言いたかったんですけども。

○議長（栗原 廣哉君） ほんならどうぞ。

○議員（6番 鵜野 義一君） すみません。

今、2基で動かしているんですか。チラーという機械を2基で動かしているんですか。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。鵜野議員の質問にお答えいたします。

今、先ほど説明いたしましたように、現在4基で稼働しております。そのうちの2基が霜がなかなか取れないという状況になっておりました。しかしながら、今、外気温が上昇いたしておりますので、その霜も除去されておりますので、今現在4基で稼働のほうをいたしております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 鵜野議員。

○議員（6番 鵜野 義一君） 6番、鵜野です。そうしましたら、これからも存続するためには、全基は言わなくても、あと2基でも3基でも、これ計算しましたら、14基が1億5,000万ですから、1基が1,000万ちょっとですね。ざっと1,000万として、4基購入しても4,000万ですから、大分減ると思うんですけども、そういう考えはないですか。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。鵜野議員の質問にお答えいたします。

今、鵜野議員申されましたように、部分的な更新というものも検討もいたしましたけれども、例えば半分でいくと7,000万なり8,000万になります。ただし、それプラス躯体の、施設全体ももう経年劣化によりまして、法定年数の建て替え時期に来ております。こちらの部分につきましても大規模修繕の必要がございますので、チラーの機器の更新、あわせまして、この施設全体の大規模改修、これも必要となります。あわせま

して、先ほど申しましたように、年間約6,000万の経営赤字が続いておる状況で、これらの現状を踏まえたと、当町での財政的な負担が困難だということで、水温が低下いたします秋以降に一旦はプールを閉鎖するということで、5月に町の事業なり業務を協議いたします政策調整会議のほうで、先ほど申しました財政面のこと、また今後の気温が秋以降下がるということを見据えて、一応9月末をもって一旦は営業は停止したいということで、その政策調整会議の中で方向性のほうを決定させていただいております。

また今後の最終的な決定につきましては、現在、長谷地区でも説明会をさせていただいております。そちらの報告をまた議会のほうにもさせていただいて、最終的にはそれ以降に決定のほうをさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 特命参事、チラーはもう生産してないんじゃないんですか。

羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 失礼いたします。今現在のチラーは、修繕は、もう部品がありませんので修繕はできません。ただ、新しい機械につきましては更新は可能でございますので、その部分については、先ほど言いました7基でいきますと大体7,000万から8,000万の見積りが来ております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。先ほどの議長の補足質問に対してお答えさせていただきます。

今現在使っておりますチラーというものは古いフロンを使用しております。フロンガスを使用しております。今現在、もうそのフロンは使えませんので、今のチラーを修繕するということは厳しいと。新しく今の基準のチラーというものは製造されておりますので、それを置き換えた場合の説明を先ほど羽岡特命参事のほうからさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 鵜野議員。

○議員（6番 鵜野 義一君） 6番、鵜野です。そしたら、新しいチラーでプールを半分にするとかして存続できないですか。6レーンあったと思うんですけども、それを半分にするとか、縮小するということはどうですか。縮小して存続するということは。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。鵜野議員の質問にお答えします。

まず、先ほども説明いたしました、チラーも更新に費用がかかりますけれども、躯体全体の、こちらは施設を半分にしたとしても、やはり施設全体の大規模改修はせざるを得ないということになってくると思います。そちらが、具体的な見積り等は取っておりませんけれども、以前そこを工事していただいた業者さんに確認していただきたら、ざっくりとした計算なんですけれども、2億程度の大規模改修工事費がかかるんじ

ゃないかというふうに言われておりましたので、やはりそういった工事費用、あわせまして、運営する管理コストにつきましても、年間6,000万がどれぐらい圧縮されるかはちょっと、そこまでの計算はしておりませんが、その部分もまだまだそこまで圧縮するのは難しいかなとは思いますが、そういった観点からも、半分でということも、半分の営業ということもなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） ちょっと私のほうで補足説明をさせていただきます。

まず、今、質問は、1つ目の9月30日閉館予定とのことだが、存続できないかという部分と、チラーの話が出ておりますので、2番目の質問と併せて、今、やり取りがされているというふうに捉えておりますけれども、まず、健康増進の、維持のために存続できないかという部分について、1つ目の答弁でも申し上げておりますのが、いわゆる利用者数の減少傾向というふうな中から、現在、年間6,000万円の運営赤字が生じているということです。これが毎年続くとなれば、10年間で6億円の累積赤字と、これを一般財源持ち出しをしなければいけないということになります。

当然この6,000万円の中から、実は去年、昨年度、健康福祉課のほうで、いわゆる健康増進という部分で、モニターになっていただいて、血液検査であるとか、そういうふうな追跡調査もしているわけなんです。それからいくと、プールを利用させていただいた方については確実に数値はよくなってきている。じゃあそのよくなることによって医療費に換算すればどのぐらいの医療費の影響額が出るのかという、そういうところも実は見える化ができればいいんですけども、しかしながら、具体的にできていないというのが現状です。しかしながら、6,000万円のうちそういった方々を、プールを利用することによって健康維持につながるという、この影響額が3,000万円とか4,000万円とか、そういうふうな影響額になってくると、いわゆる差引き2,000万円というふうな形になってきますから、そうなってくると少し状況は変わるんかなとは思いますが、それともう一つは、実は3つ目の質問のところにもちょっと書いてるんですけど、令和2年に長谷地域の当時ダム対の委員をされてた方、また区長さんと副町長を中心に話合いを持ってるわけなんです。それをどうするかという、いろいろとアクションも起こしながら、今の赤字額を最終的にやっぱり1,000万円程度まで改善できれば何とか存続できるなという話がなされてるわけでごさいます、いろいろとアクションも起こしたんですけども、結果として今そういった6,000万円という赤字になっておるということです。

町としては、この6,000万、先日、長谷ブロックのブロック別懇談会の中でも長谷地域から御意見いただきました。赤字ばかり言うて、閉めるというのは、それはちょっと説明の仕方としてはおかしいのではないかと、もっともっと利用率を上げるためにどれだけの努力をしたんだというような話をしてほしいという、そういう話もあったんで

すが、そういうアクションは起こしてるんですけども、結果としてそうなっているというふうに考えると、今の使用料であるとか年会費であるとか、もっともっと2倍、3倍の、そういった料金改定をしなければいけないことが出てくると。実際、民間のスイミングスクールの年会費であるとか授業料でいくと、かなりの金額になってますから、社会体育施設として民間と同じ、それだけの料金設定をすることがよいのかいうふうなところも、それを考えるとなかなか現実的ではないなというふうなところもあります。

そんな中で、何が言いたいかといいますと、一時的なイニシャルコストといいますか、更新するのに要する経費、チラーを全部やり替える1億5,000万円、大規模改修、それは1回こっきりの出費ですから、それはまたいろいろな資金を活用してできるかもしれません。でも一番重要なのは、毎年発生するランニングコスト分をどれだけ縮減できるかいうところがやっぱり一番問題であって、そのように考えると、今の現状でいくと、さらに何らかのアクションを起こしてこの赤字額を軽減しないとなかなか存続するというのは厳しいなという思いがあるというところで、その最終的な判断を令和8年度中に出すという、そういう状況になっているということを御理解といいますか、確認ができればというふうに思います。要するに、イニシャルコスト以上にランニングコストが一番我々として、運営する側にとっては非常に大きな問題だなという認識でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 鵜野議員。

○議員（6番 鵜野 義一君） 6番、鵜野です。ランニングコストですけども、委託業者ですか、3,000万円が浮くじゃないですか、撤退されたら。3,000万円浮いたら6,000万になる。それがこれからずっと続きますし、それから、アクションいうんか、何か今言われましたけども、何かそういう方法、節約の仕方とか、いろんな経費節減とかを皆で考えてもらったらどうですか。

○議長（栗原 廣哉君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 当然そういった御意見が出るのは分かるわけなんです。一番最初の現状を担当のほうの説明をさせていただきましたけども、会員数、そしてまたスクールの生徒の人数いうことを報告させていただきましたけども、かなり少ない会員数であるということでございます。会員を増やすために、生徒を増やすためにどれだけの努力したんだというところは、これはまたしっかりと数値として説明責任は果たしていかなければいけないというふうに捉えております。

それと、スイミングスクールの委託、約3,000万円ということなんですが、撤退を、そのスクール事業がなくなっても、プールそのものの施設の管理は当然年間かかってまいりますので、現在も5月いっぱいまでそれまでの運営会社は一応契約は解除という形になりましたが、6月からはまた別の業者と一般的な温水プールの管理業務については新たに契約をさせていただいている。ただし、今のところ9月いっぱいまでの契約ということになりますので、3,000万円が丸々ゼロになるということではないと。当然スクール委託料はありますが、一般的なプールの管理料についてはそれなりの金額が発生

してくるということになってきます。特殊な、専門的なものになってきますので。そういうところも含めて考えていかなければいけないというところでございます。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。先ほど町長が申されましたとおり、アクアティック様への3,000万円の委託料につきましては、丸々3,000万円が浮くというわけではございません。それとプラス、スイミングスクールの廃止を予定しておりますので、これの収入が年間1,200万これまではございました。これも収入がなくなるというところもございますので、その点にも御留意いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 鵜野議員、質問してください。

鵜野議員。

○議員（6番 鵜野 義一君） 6番、鵜野です。分かりました。ありがとうございました。

利用者から何とかならんかということで、聞いたんですけども、何かいい考えがあるんと違うんかなと思うんですけども、ほかの人の、ここにいる以外の人でも何か赤字が減るような考えいうんか、持ってる人おるん違うんかなと思うんですけども。

○議長（栗原 廣哉君） 鵜野議員、これ3つ目の質問でよろしいですか。もっと利用してもらう工夫が必要ではないかというところでいいですか。

○議員（6番 鵜野 義一君） そうですね。これにも当てはまります。とにかく温水プールを存続してほしいということなんです。私自身も。

それと、長谷地区ですけども、何かモンテ・ローザは新しくまたなるんですか。それと連携してもらったり……（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（栗原 廣哉君） 暫時休憩します。

午後3時57分休憩

午後4時01分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

鵜野議員。

○議員（6番 鵜野 義一君） 6番、鵜野です。お尋ねします。プールをもっと利用してもらう工夫が必要ではないか。お願いします。何か工夫が必要ではないか。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。それでは、鵜野議員の御質問にお答えをいたします。

もっと利用をしてもらう工夫が必要ではないかということでございます。

町の取組といたしましては、先ほど町長のほうも答弁いたしましたけれども、令和2年の1月に長谷地区のほうから町民温水プールを存続してほしいという要望書の提出が

ございました。その際には、長谷地区の皆様方にもプールの利用を呼びかけていただいておりますという現状がございます。また、町といたしましても、令和５年度に現在の利用料に値上げをいたしております。その際の試算では、平成３０年度の３．５倍の会員数と利用人数であったとしても約１，２００万円の運営赤字になる見込みとしており、少なくとも１，０００万円台まで赤字を減少させるためには、町といたしましても無料開放デーでありますとか、水中運動のモニタリング事業などを実施いたしまして、経営の改善、また新規会員の獲得に努めてまいりました。

しかし、利用人数につきましては、令和２年度にコロナ禍で２万２，４４３人にまで一旦減少いたしました後、徐々に利用人数も増加し、令和５年度に２万６，５１１人まで回復いたしました。令和６年度には２万４，５９４人と再び２，０００人減少いたしました。コロナ禍前の令和元年度まで毎年約３万人の利用があった状況から見ましても、おおむね５，０００人以上減少している状況が続いております。

続きまして、４つ目の旭山……。

○議長（栗原 廣哉君） ちょっと待って。

鵜野議員。

○議員（６番 鵜野 義一君） ６番、鵜野です。ありがとうございました。

続きまして、旭山動物園のようにＶ字回復できないか。どうですか。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。それでは、鵜野議員の質問にお答えをいたします。

旭山動物園は運営手法の見直しにより大きな成果を上げられた事例ではありますが、町民温水プールは利用者の大半が地域住民であり、観光施設のように広域から集客することが難しい施設であります。また、光熱水費や人件費については、物価高騰や人件費の上昇により今後も増加が見込まれます。加えて人口減少も進んでおり、利用者の大幅な増加を見込むことは困難な状況にあります。

町といたしましても、これまで様々な利用促進策に取り組んでまいりましたが、利用者数の減少に歯止めをかけることができず、施設の老朽化も進んでおります。こうした状況を総合的に勘案いたしますと、今後さらに多額の改修費用や維持管理費用が必要となる中で、町民温水プールの経営をＶ字回復させることは極めて困難であると判断しております。

以上、鵜野議員の質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 鵜野議員。

○議員（６番 鵜野 義一君） ありがとうございました。

いうことは、存続はできないということですか。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。鵜野

議員の質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと説明させていただきました。役場での政策調整会議というところで、先ほど鶴野議員の質問にもありました9月30日を一旦区切りの期限として、町民温水プールについてを見直しを行っていこうということで、今現在、長谷地区の説明でありますとかも行っております。その報告を議会のほうにもさせていただきまして、最終的には議会への報告後、町としての最終的な決定をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。今御質問いただけてます意図といいますか、お気持ちはどうすぐ痛いほど分かりました。何とか残せないかということ、いろんな方法を考えてできないかということをおっしゃっていただいている。理解しました。

先般、町長懇談会にもお見えになってたと思うので、長谷の方からの声もお聞きになっていただけてると思うんです。何とか残せないかという思いを強くお持ちの方がいらっしゃるということは分かります。

ただ、あのとき聞いていただいたとおり、チラーを更新するにはイニシャルコストがかかりますとか、躯体を大規模改修しないともたないであろうというふうな背景があります。これは背景なんですけれども、町長が申し上げましたとおり、一番大きなところはランニングコストがどうなのかというところが一番大きな問題でして、今、手元にあるんですが、令和2年ですね、2月3日に1,171名の方に署名をいただいた、存続を希望する方の署名をいただきました。

その後、ずっと何回もその代表の方とお話をさせていただいて、ランニングコストが今のまま赤字体質だととてもじゃないけども続けられないということで、値上げもさせていただきました。利用者を増やす方法、さっきの旭山というわけにはいかないですけども、1,100名の方が御署名をいただいたわけですから、この方たちにも何とか協力をお願いしようよということで、代表者のお名前でお手紙を差し上げるということもやらせていただきました。その中に、一つは、料金を上げますよということをお分りくださいというお願いと、それから、プールの利用を積極的に行ってくださいと、親戚の方とか、そういう方が里帰りされた際にもプールを使っていただくみたいなこともお願いしたいということだとか、ぜひ会員になってくださいといったこととか、町外の方にはふるさと納税というふうな形で支援もお願いしたいみたいなお手紙を差し上げてきたということで、もう年数たってますが、これを3年の9月くらいに皆さんにお願いをしていったということで、過去の流れからすると、行政からすると、健康福祉課の血液を調べたというんもあるんですが、可能な限り増やすという努力をしていって、社会体育施設ですから、今、鶴野議員さんおっしゃってるように、簡単になくするということではなくて、赤字幅が1,000万とか、かなり減ってくると存続してもいいであろうというふうな思いがありましたので、何とか利用料金を上げて、利用者を増やして、残

したいという思いでやってきたけれども、現在、残念ながらそういう形にはならなかったということで、私が署名いただいたときに話をさせていただいたときの赤字幅が4,000万です、年間。ですからそれを半分以下に落とそうということを代表の方とお話を何とかしようということでやってきたんですが、進まなかった。その後の物価高騰等がありまして、今、それが6,000万にもなっているということなので、チラー、軀体、それから赤字幅が大き過ぎるというふうなことから、非常に残念ですがけれども、継続は難しいであろうというふうな思いであります。

ただ、このことは、羽岡がお話ししたとおり、長谷の皆さんの思いもありますので、そこはしっかりと丁寧に御説明をさせていただこうというふうなんが現状であるというふうに御理解いただけたら幸いです。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 鵜野議員。

○議員（6番 鵜野 義一君） ありがとうございます。大変難しいみたいですが、引き続きお願いします。

ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（栗原 廣哉君） 以上で鵜野義一議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

○議長（栗原 廣哉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から6月24日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から6月24日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月25日午前9時再開とします。

本日はこれで散会とします。御苦労さんでした。

午後4時11分散会
